



朝鮮ニ訴願法及行政裁判法實施ニ關スル建議案

提出者

廣瀬 爲久君

梅村 大君

立川 平君

宮澤 裕君

須之内品吉君

青木雷三郎君

松木 弘君

福岡 虎龜君

作田高太郎君

眞鍋 勝君

内藤 正剛君

原 夫次郎君

高橋 定吉君

牧山 耕藏君

一松 定吉君

武富 濟君

手代木隆吉君

中山 福藏君

高橋 義次君

内藤 貞吉君

蔭山 貞吉君

西宮驛 乘降場増設ニ關スル建議案

提出者

甲府下諏訪間縣道ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案

提出者

渡邊 與七君

佐藤 重遠君

平島 敏夫君

水久保甚作君

帝國農會ニ對スル國庫補助金増額ニ關スル建議案

提出者

荒川 五郎君

高田 耘平君

鬼怒川魚族絶滅防止並増殖助成ニ關スル建議案

提出者

日光國立公園ノ地域ニ關スル建議案

提出者

高田 耘平君

岡田喜久治君

小中川農業水利事業速成ニ關スル建議案

提出者

小高長三郎君

今井 健彦君

醫療制度改善並治療費ノ低減ニ關スル建議案

提出者

高橋 喜久治君

岡田喜久治君

建議案

新潟港ヲ第一種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案

提出者

松木 弘君

田邊 熊一君

公用文書等ニ用ヰル文字並其ノ書方及數字ニ關スル建議案

提出者

池田 敬八君

増田 義一君

斯波 貞吉君

甲府下諏訪間縣道ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案

提出者

高橋熊次郎君

河上 哲太君

宮川 一貫君

木曾揖斐長良三川増補工事促進ニ關スル建議案

提出者

佐竹直太郎君

加藤久米四郎君

丹下茂十郎君

田中 國松君

氏名ノ表示ニ關スル建議案

提出者

上原平太郎君

宮脇 長吉君

原口初太郎君

越前岬ニ燈臺建設ニ關スル建議案

提出者

伊坂秀五郎君

木下成太郎君

斯波 貞吉君

公用文書等ニ用ヰル文字並其ノ書方及數字ニ關スル建議案

提出者

池田 敬八君

増田 義一君

斯波 貞吉君

霞ヶ浦航空隊所在地元町村ニ補助金交付ニ關スル建議案

提出者

堀江正三郎君

(以上三月九日提出)

四國ニ國立種馬所設置ニ關スル建議案

提出者

伊藤皆次郎君

森 昇三郎君

上原平太郎君

田村 實君

提出者

川崎 克君

高田 耘平君

岡田喜久治君

木曾揖斐長良三川増補工事促進ニ關スル建議案

提出者

高田 耘平君

岡田喜久治君

木曾揖斐長良三川増補工事促進ニ關スル建議案

提出者

高田 耘平君

岡田喜久治君

建議案

新潟港ヲ第一種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案

提出者

松木 弘君

田邊 熊一君

公用文書等ニ用ヰル文字並其ノ書方及數字ニ關スル建議案

提出者

池田 敬八君

増田 義一君

斯波 貞吉君

公用文書等ニ用ヰル文字並其ノ書方及數字ニ關スル建議案

提出者

高橋熊次郎君

紅露 昭君

提出者

那賀川改修工事促進ニ關スル建議案

提出者

富山ヨリ東京大阪名古屋各地間及富山朝鮮滿洲間定期航空路開設ニ關スル建議案

提出者

野村 嘉六君

昭君



辭任横山 泰造君 補闕丹下茂十郎君  
辭任倉元 要一君 補闕杉本國太郎君  
少年教護法案（荒川五郎君外六十六名提出）委員

辭任作田高太郎君 補闕山折 岩重君  
辭任栗原彥三郎君 補闕伊豆 富人君  
簡易森林火災保險法案（小山邦太郎君外十七名提出）委員

第八條中第一號ヲ削リ第二號ヲ第一號トシ第三號ヲ第二號トシ第四號ヲ第三號トス

第十六條 生絲共同施設組合ハ其ノ名稱  
中ニ生絲共同施設組合ナル文字及組合  
ノ組織ヲ示スペキ文字ヲ用フベシ

八 保証責任ノ組合ニ在リテハ保證金  
額ニ關スル規定

七 組合員ノ有スペキ出資口數ニ關ス  
ル規定

辭任横山 泰造君 補闕丹下茂十郎君  
要一君 補闕杉本國太郎君  
斯

第十二條 製絲業者ハ其ノ製絲業ノ改良  
發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ  
以テ生絲共同施設組合ヲ設立スルコトヲ  
得

第十三條 生絲共同施設組合ハ法人トス  
第十四條 生絲共同施設組合ハ組合員ノ  
製造シタル生絲ニ加工シ又ハ加工セズ  
シテ其ノ生絲ノ共同販賣ヲ行フ

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法  
七 組合員ノ有スペキ出資口數ニ關ス  
ル規定

辭任栗原彥三郎君 補闕伊豆 富人君  
簡易森林火災保險法案（小山邦太郎君外  
十七名提出）委員

○議長（秋田清君） 諸君、是ヨリ會議ヲ開  
キマス、只今政府ハ院内ニ於テ閣議開會中  
ノ爲メ、出席差支ノ趣デアリマスルカラ、暫  
時休憩致シマス

午後一時二十九分休憩

八 保証責任ノ組合ニ在リテハ保證金  
額ニ關スル規定

辭任海野 數馬君 補闕手代木隆吉君  
○議長（秋田清君） 諸君、是ヨリ會議ヲ開  
キマス、只今政府ハ院内ニ於テ閣議開會中  
ノ爲メ、出席差支ノ趣デアリマスルカラ、暫  
時休憩致シマス

午後一時四十分開議

第十八條 本法ニ依リ登記スペキ事項ハ  
登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對  
抗スルコトヲ得ズ

九 剰餘金處分及損失分擔ニ關スル規  
定

辭任栗原彥三郎君 補闕伊豆 富人君  
簡易森林火災保險法案（小山邦太郎君外  
十七名提出）委員

第十九條 生絲共同施設組合ハ組合員ノ  
資格ノ制限ニ關シ必要ナル事項ハ命  
令ヲ以テ之ヲ定ム

二十條 生絲共同施設組合ヲ設立セン  
トスル者ハ定款ヲ作成シテ行政官廳ノ  
認可ヲ受クベシ

十 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法  
十一 組合員タル資格ニ關スル規定  
十二 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規  
定

辭任栗原彥三郎君 補闕伊豆 富人君  
簡易森林火災保險法案（小山邦太郎君外  
十七名提出）委員

二十一條 生絲共同施設組合ハ組合員ノ  
購買、共同設備ノ設置及資金ノ貸付  
三 組合員ノ營業ニ關スル指導、研究  
及調查

二十二條 生絲共同施設組合ハ出資ノ  
各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ  
爲スベシ

二十三條 事業及共ノ執行ニ關スル規定  
二十四 役員ニ關スル規定

辭任栗原彥三郎君 補闕伊豆 富人君  
簡易森林火災保險法案（小山邦太郎君外  
十七名提出）委員

二十五條 生絲共同施設組合ノ組織ハ無  
限責任、有限責任及保證責任ノ三種ト  
的ヲ達スルニ必要ナル施設

二十六 組合ガ公告ヲ爲ス方法  
二十七 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メ  
タルトキハ其ノ時期又ハ事由

二十八 會計ニ關スル規定

第一 製絲業法中改正法律案（政府提  
出）

第一條 製絲業法中改正法律案  
第一項中「本法」ヲ「第二條乃至第  
十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條  
ニ左ノ一項ヲ加フ

二十九條 生絲共同施設組合ノ定款ニ  
ハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之ニ署名  
又ハ記名捺印スペシ

三十條 事務所

第一 製絲業法中改正法律案（政府提  
出）

第一條 製絲業法中改正法律案  
第一項中「本法」ヲ「第二條乃至第  
十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條  
ニ左ノ一項ヲ加フ

三十一條 生絲共同施設組合ノ定款ニ  
ハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之ニ署名  
又ハ記名捺印スペシ

三十二條 事務所

第一 製絲業法中改正法律案（政府提  
出）

第一條 製絲業法中改正法律案  
第一項中「本法」ヲ「第二條乃至第  
十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條  
ニ左ノ一項ヲ加フ

三十三條 生絲共同施設組合ノ定款ニ  
ハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之ニ署名  
又ハ記名捺印スペシ

三十四條 事務所

第一 製絲業法中改正法律案（政府提  
出）

第一條 製絲業法中改正法律案  
第一項中「本法」ヲ「第二條乃至第  
十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條  
ニ左ノ一項ヲ加フ

三十五條 生絲共同施設組合ニ在リテ  
ハ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ヲ限度ト  
シテ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在  
リテハ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完

三十六條 事務所

第一 製絲業法中改正法律案（政府提  
出）

第一條 製絲業法中改正法律案  
第一項中「本法」ヲ「第二條乃至第  
十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條  
ニ左ノ一項ヲ加フ

三十七條 生絲共同施設組合ニ在リテ  
ハ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ヲ限度ト  
シテ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在  
リテハ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完

三十八條 事務所

第一 製絲業法中改正法律案（政府提  
出）

第一條 製絲業法中改正法律案  
第一項中「本法」ヲ「第二條乃至第  
十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條  
ニ左ノ一項ヲ加フ

三十九條 生絲共同施設組合ニ在リテ  
ハ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ヲ限度ト  
シテ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在  
リテハ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完

四十條 事務所

第一 製絲業法中改正法律案（政府提  
出）

第一條 製絲業法中改正法律案  
第一項中「本法」ヲ「第二條乃至第  
十一條及附則第二項ノ規定」ニ改メ同條  
ニ左ノ一項ヲ加フ

四十一條 生絲共同施設組合ニ在リテ  
ハ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ヲ限度ト  
シテ責任ヲ負擔シ保證責任ノ組合ニ在  
リテハ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完

四十二條 事務所



ノデアリマス、其米國ニ於テ、諸君仰承  
リマスカラ、我國ニ對シテ一大衝動ヲ與ヘ  
ルノハ、當然ノ事デアルト思フノデアリマ  
ス、而シテ我國ヨリ輸出致シマシタ四億四  
千五百万圓中ニハ、生絲ノ輸出額ガ殆ド其  
大部分ヲ占メテ居ルノデアリマスカラ、若  
シ米國ニ於ケル金融恐慌ノ結果、生絲消費  
ノ減退トナリ、隨テ絲價ノ暴落ヲ來シ、繭  
價ノ慘落ヲ來スヤウナコトガアリマシテハ  
大變デアルト、我ガ内地ニ於ケル二百餘万  
ノ蠶絲業者ガ、非常ニ心配ヲ致シテ居ルノ  
ハ當然ノ事デアルト思フノデアリマス、諸  
君、去ル昭和五年以來不況ニ重ヌルニ不況  
ヲ以テシタノガ、昨年ノ夏秋蠶、就中晚秋  
蠶ヨリ漸ク絲價ハ回復シ、繭價ガ回復致シ  
マシタノデ、我ガ蠶絲業者ハ全ク蘇生ノ思  
ヲ致シタノデアリマス、ソコデ本年ハ幾ラ  
安クテモ絲價ハ八百圓以上ヲ維持シ、繭價  
ハ五六圓位ハスルデアラウト云フ考デ、ソ  
レヲ樂ミニ我ガ養蠶業者ハ、既ニ蠶種ハ勿  
論、桑園ノ用意カラ、肥料ノ用意マデ致シ  
テ、手具脛引イテ養蠶期ノ到來ヲ、今ヤ遲  
シト待構ヘテ居タ矢先ニ、此生絲ノ最大得  
意デアル米國ニ於テ、疾風迅雷的ニ起タ金  
融大恐慌ノ報道ニ接シテハ、如何ニ心配ス  
ルナト言ハレマシテモ、心配セザルヲ得ヌ  
ノデアリマス、尤モ此事ニ關シテハ、人ニ  
依リ色ミト說ヲ爲ス者ガアリマシテ、決シ  
テ心配スルニハ及バヌ、新大統領ハ就任  
勿々銳意是ガ救濟策ヲ講ジ、兌換ノ停止、金

輸出ノ禁止、紙幣ノ増發等ヲ行フ他ノ一面ニハ、非常ナル節約ヲヤッテ失業者ノ救濟ヲ爲ス等、著々トシテ是ガ恐慌ノ對策ヲ講ジテ居ルカラ、此上好クナルトテモカモ知レナイ、隨て生絲貿易ノ上ニハ多少ノ影響ハアルカモ知レヌガ、併シソレトテモ大シタ心配ハ要ラヌコト、思フ、若シ萬一爲替ガ暴騰スルヤウナコトガアレバ、則チ彼ノ爲替管理法ニ依テ、程好ク之ヲ調節スルカラシテ、何モ心配ハ要ラヌノデアル、其中ニ米國ニ於ケル所ノ「インフレーション」政策ノ效果ガ現ハレテ、米國內地ノ景氣モ段々好クナルノニ違ヒハナイ、其結果亞米利加ニ於ケル生絲ノ消費ハ増加スルコトニナッテ、自然終價ノ上ニ良イ影響ヲ與ヘルコトニナルデアラウカラ、寧ロ左様ナ心配ハセヌ方ガ宜イト云フ者ガナイデモアリマセヌ、所ガ全ク之ト反對ノ意見ヲ有スル者ハ、次ノヤウナコトヲ申スノデアリマス、成程左様ニ聞ケバソレハサウカモ知レヌ、ケレドモ其亞米利加ニ於ケル「インフレ」景氣ナルモノガ、果シテ半年後ニ來ルノデアルカ、一年後ニ來ルノデアルカ、乃至ハ二年三年ノ後ニ來ルノデアルカ、今日ノ情勢ヲ以テシテハ、殆ドソレヲ測リ知ルコトガ出來ナイノデアル、我國ニ於ケル實蹟カラ之ヲ見テモ、直チニ左様ナ景氣ガ來ルモノトハ思ハレナイ、假ニ至極旨ク行タトシタ所デ、半年後ニ來レバ先づ上等ト

セナケレバナラナイガ、其間ニハ我國デハ  
春夏秋ノ養蠶ヲセナケレバナラナイ、繭ヲ  
取ラナケレバナラナイ、而モ米國ノ景氣ガ  
本當ニ回復セヌ爲ニ、絲價ノ回復ヲ見ルコ  
ト能ハズシテ、其取ヲ所ノ繭ガ、或ハ二  
圓トナリ、一圓トナリ、中ニハ賣手ガア、テ  
モ買手ガナイト云フヤウナコトニナラヌト  
モ限ラヌノデアル、デアルカラス様ナ前途  
暗澹タル場合ニ於テハ、決シテ一時のノ氣  
休メヲ言、テ居ルベキデハナイト申ス者ガ  
アルノデアリマス、政府當局ハ之ニ對シ如  
何様ニ考ヘラル、カハ存ジマセヌガ、樂觀  
スルヨリモ寧ロ悲觀シテ、コ、暫クハ悪ル  
クナルトテモ良クハナラヌト判斷シテ、之  
ニ備フル途ヲ講ズルト云フコトガ、政府當  
局トシテハ當然過ギル程當然ノ責任デハア  
リマスマイカ、之ニ付テハ政府當局ハ如何  
様ニ考ヘテ居ラレルカ、特ニ此點農林大臣  
ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス、而シテ  
是ハ獨リ私ノミデハアリマセヌ、全國二百  
餘万ノ蠶絲業者ハ、皆之ヲ伺ヒタイト考ヘ  
テ居ルノデアリマスカラ、冀クハ農林大臣  
ハ其御考ヲ以テ、此點ニ對シ明快ナル御答  
辯ヲ興ヘラレタインデアリマス

アツタノデアリマス、併シ是ニハ幾多ノ反對ガアリマシタノデ、假令百五十釜以下ノ製絲家ト雖モ其既得權ヲ認メテ、子々孫々ニ施セラレマシタ結果、百五十釜以下ノ製絲業者ガ、親ノ代カラ子ノ代、孫ノ代ト、順序好ク之ヲ繼續シテ營業スルコトガ出來レバ、何ノ心配ハナイノデアリマスガ、併シ永イ間ニハ都合ニ依リ、他人ノ手ニ渡サナケレバナラヌヤウナコトガ、出テ來ナイトモ限ラナイノデアリマシテ、其場合ニハ當然其既得ノ權利ハ消滅シテシマフノデアリマス、之ガ爲ニ本法施行前ニハ、何ノ懸念モナク製絲家ニ對シテ資金ノ融通ヲ致シテ吳レタ銀行家ガ、萬一ノコトヲ慮リ、資金ノ融通ヲ躊躇スルヤウニナリ、中ニハ全ク資金ノ融通ヲセヌト云フ銀行スラ、アルヤニ聞クノデアリマス、ソコデ之ヲ此儘ニシテ置ケバ、自然百五十釜以下ノ製絲家ハ、資金關係カラ其營業ニ一大支障ヲ來シ、遂ニハ之ガ爲ニ倒レナケレバナラヌコトニナル、是ハ洵ニ中小製絲業者ノ爲ニハ重大ナル問題デアルカラ、是非此製絲業法ヲ改正シテ、斯様ナ心配ノナイヤウニシテ貴ハネバナル又ト申ス製絲家ガ、段々多クナルノデアリマスガ、農林大臣ハ此點ヲ如何様ニ考ヘラルノデアルカ、又此改正法律案ヲ作成セラル、ニ當リマシテ、是等ノ點ニ考慮ヲ拂ハシタインデアリマス

尙ホ此度茲ニ此製絲業法中改正法律案ヲ出シ、共同施設ヲ獎勵セラル、ト云フコトハ、吾々共ノ最モ希望スル所デアリマスルカラ、此改正法律案ハ勿論大々的ニ歡迎スルノデハアリマスルケレドモ、併ナガラ甲乙丙丁トアリマシタ所ノ、此百五十釜以下ノ各製絲工場中、都合ニ依リ甲乙丙丁ハ其共同組合ノ中ニ加盟致シタガ、戊己ト云フヤウナ者ガ、都合上之ニ加盟セナカッタ場合ニ於テハ、是ガ既得權其モノヲドウ云フ風ニ政府當局ハ取扱フ積リデアルカト云フコトヲ、御尋致シタイノデアリマス、若シ其組合ニ加盟シナイ爲ニ、其既得權ヲ無視スソ此組合獎勵ノ爲ニ、却テ中小製絲家ヲ壓迫スルヤウナコトニナリマシタラバ、ソレコトニ付テ懸念ヲ有テ居ル當業者モアルコトデアリマスカラ、此點ニ付キ農林大臣ノ御答辯ヲ戴キタインデゴザイマス、尙ホ色質問致シタイコトガアリマスケレドモ、詳細ノコトハ委員會ニ譲リマシテ、私ノ質問ハ此程度ニ止メテ置ク次第アリマス（拍手）

（國務大臣後藤文夫君登壇）  
○國務大臣（後藤文夫君）只今ノ加藤君ノ御尋ニ御答ヲ致シマス、米國ノ經濟恐慌ガ我國ニ多大ナル影響ヲ生ズル、殊ニ亞米利加ヘ輸出スル品物ノ大宗デアル生絲ニ影響ヲ及ボシ、隨テ養蠶業者ニモ影響ヲ及ボス、洵ニ心配ナコトデアル、是ハ私モ御同感デアリマス、其憂ヲ深ク致シテ居リマス、併ナガラ亞米利加ノ經濟界ノ恐慌ヲ救濟スル各種ノ手段ガ、行ハレヤウト致シテ、吾々共ノ最モ希望スル所デアリマスルカラ、此改正法律案ハ勿論大々的ニ歡迎スルノデハアリマスルケレドモ、今日未だ確的ニ將來ヲ豫測シ、兼不ル有様デアリマス、此際ニ於テハ我國ノ蠶絲業界ニ於キマシテモ、自ラ求メテ不利益ナ狀況ヲ呈スルヤウナコトノナイヤウニ深イ考慮ヲ拂ヒ、慎重ナル態度ヲ執ラナケレバナラスト思フノデアリマス、併ナガラ將來ノ繩價等ヲ考ヘマシテ、決シテ今日樂觀ヲ致ス譯ニハ參リマセヌ、吾々トシテモ之ニ付テハ色々考慮ヲ廻ラシテ參フテ居リマス、差當リ乾繩ノ保管ヲ獎勵スルトシタイト云フ考デ參フテ居ル譯デアリマスソレカラ製絲業法ガ、小サイ製絲工場ヲ持テ居ル人達ニ、金融上ノ不便ヲ與ヘタト云フヤウナ、今御話ガゴザイマシタガ、製絲業法ノ結果左様ニナルト云フコトハ、何カノ是ハ誤解デハナイカト思ヒマス、若シサウ云フ事情デアリトンマスレバ——只今ノ製絲業法ハ、小サイ製絲工場ニ付テモ、既存ノモノハ御話ノ通り其儘認メルコトニ相成ダタノデアリマス、ソレデ既存ノモノガ又將來ドウカサレルノデハナイカト云フ懸念ハ、只今ノ所ゴザイマセヌ、唯小サイ製絲工場ガ、金融上ノ不便ヲ從來モ感じテ居リマシタシ、昨今ノ事情デハ、殊ニ感ジテ居リマシテ、多量ノ原料ヲ有シマスル所ノ大工場ガ、金融上ノ不便ヲ從來モ感じテ居リマシテ、萬一ノ場合ニモ安心シテ業ニ從事セシムル途ヲ講ズルト共ニ、又中小製絲業者ニ對シテハ、原料購入上ノ資金難ヲ緩和スルノ途ヲ講ズルコトハ、刻下非常時ニ處スル所ノ、政府當然ノ責務ト私ハ信ズルモノデアルノデアリマス（拍手）以上ニ對シマシテ、政府當局ハ之ニ適應スベキ覺悟ト

ス、併ナガラ亞米利加ノ經濟界ノ恐慌ヲ救濟スルノ利益ヲ除クニモ必要デアリマス、小規模工場ノ不利益ヲ除クニモ必要デアリマス、加藤君モ御質成下サイマシタヤウニ、全國ニ於ケル一般養蠶家ハ、今ヤ春蠶ノ掃立ヲルケレドモ、今日未だ確的ニ將來ヲ豫測シ、之ニ依テ今ノヤウナ不便モ段々防ゲルヤウニナルノデハナイカト考ヘテ居ル次第デアリマス

○議長（秋田清君）百瀬渡君  
（百瀬渡君登壇）

○百瀬渡君 本員ハ製絲業法中改正法律案ノ上程ニ相成リマシタル此場合ニ於キマシテ、其骨子トモ申スペキ中小製絲家ノ事業經營ニ關シ、當局ニ對シテ一二ノ質疑ヲ試ミ、以テ本案審議ノ資ニ供セントスル者デアリマス

只今政友會ノ加藤君ヨリモ御話ノアリマシタルガ如ク、國際貿易ノ大宗タル我國ノ製絲業ノ、唯一ノ需要地タル米國ノ經濟恐慌ノ結果、我國ノ蠶絲業界ニ一大衝動ヲ興ヘ、而モ一般斯業關係者ニ一大不安ト、一大脅威ヲ與フルノ結果ヲ招來スベキコトハ、洶ニ争ハレス事實デアルト信ズルノデアリマス、即チ製絲業ノ取引ガ、去ル六日以來其立會ヲ停止致シマシテ、而モ再開ノ直後ニ生絲ノ大暴落ヲ生ジタルガ如キハ、絲業存ノモノハ御話ノ通り其儘認メルコトニ相成ダタノデアリマス、ソレデ既存ノモノガ又將來ドウカサレルノデハナイカト云フ懸念ハ、只今ノ所ゴザイマセヌ、唯小サイ製絲工場ガ、金融上ノ不便ヲ從來モ感じテ居リマシタシ、昨今ノ事情デハ、殊ニ感ジテ居リマシテ、多量ノ原料ヲ有シマスル所ノ大工場ガ、金融上ノ不便ヲ從來モ感じテ居リマシテ、萬一ノ場合ニモ安心シテ業ニ從事セシムル途ヲ講ズルト共ニ、又中小製絲業者ニ對シテハ、原料購入上ノ資金難ヲ緩和スルノ途ヲ講ズルコトハ、刻下非常時ニ處スル所ノ、政府當然ノ責務ト私ハ信ズルモノデアルノデアリマス（拍手）以上ニ對シマシテ、政府當局ハ之ニ適應スベキ覺悟ト

リマシテ、目下執リツ、アル方策ガ、ドノ程度ニマデ進メラレツ、アルノデアリマスルカ、之ヲ承知シタイノデアリマス、而シテ財源關係ヲ有スルモノハ、ドノ程度ニマデ大藏當局ニ其折衝ヲ爲サレ、若クハ爲サレツ、アルカ、ソレヲ伺ヒタイノデアリマス、而シテ併セテ此場合ニ於キマシテ、蠶絲業ノ更生ニ對スル所ノ、當局ノ先刻ノ御答辯ヨリ今少シク進ンダル所ノ、具體的ノ對策ヲ御答辯ニ相成ルコトヲ私ハ要望致シテ、此質問ヲ打切ル積リデアリマス(拍手)レテアリマスル所ノ各條項ニ付キマシテモ、本員ハ甚ダ疑ヲ存シテ居ルノデアリマスルガ、之ニ付キマシテハ、何レ適當ノ機會ニ於キマシテ、政府ニ其所信ヲ質スコトヲ申上ゲマシテ、私ハ以上ヲ以チマシテ質問ト致ス次第アリマス(拍手)

マス、ソレカラ更ニ財政ノ關係ヲ有スル施設ト云フ御尋ハ、乾繭保管助成ノ經費ノ追加豫算ノ問題ヲ御聽キニナフタコト、思ヒマス、是ハ先程私ノ加藤君ニ御答シタ事柄御承知ヲ願ヒタイノデアリマス、政府部内ノ交渉ノ經緯ヲ、餘り詳シク申スコトハ避ケタイト思ヒマス、此施設ヲ致シタイ、斯ウ云フ見込デ努力致シテ居ル譯デアリマス、ソレカラ一般ノ蠶絲業ノ將來及是ガ統制ノ方策ト云フコトニ付キマシテハ、是迄モ色々研究サレテ居ルモノガアマリス、議會ニ於テモ色々問題トナッテ居リマス、是等ノ點ニ付テハ、政府モ銳意調査モ致シテ居リマスシ、又適切ナル方途ヲ將來ニ於テ色々講ジタイト云フ考ヲ、有テ居ル譯デアリマス

府ニ參加セラレル立場ノ最善ヲ盡シテ、國家國民ノ爲ニ御盡瘁ニナツ居ラレルコトニ對シマシテモ、亦我縣ノ先輩ノ百瀬議員ガ、非常ナル憂フベキ御病體ヲ押シテ、此壇上ニ於テ我國ノ養蠶製絲業ノ爲ニ斃レルト雖モ、尙且ツ辭セザルノ熱烈ナル御精神ヲ以テ、只今ノ質問ヲ爲サレルト云フヤウナコトニ對シマシテハ、吾々ハ洵ニ感激ニ打タル次第アリマス（拍手）コト程左様ニタレル次第アリマス（拍手）コト程左様ニ我國ノ製絲養蠶業ハ、洵ニ國家ノ重大事デアリマシテ、之ニ鑑ミマシテ後藤農林大臣ガ、此時局ニ最モ適切ナル所ノ製絲業法ノ改正案ヲ御提出ニナリマシタコトモ、亦私ハ多ト致ス次第アリマス、私ハ此法案ニ付キマシテ、極メテ簡単ニ二三ノ要點ニ付テ、農林大臣ノ御答辯ヲ願ヒタイト存ズルノデアリマス

先づ第一ニ加藤君及百瀬君ヨリ質問ノアリマシタ、本法ノ精神デアリマスル中小製絲業ノ發達向上ヲ期スルト云フ、此目的ニ對シマシテハ、ドウシテモ此經營ニ對シマシテ、十分ナル資金ノ後援ガナイ限りハ、徒ニ中小製絲業ヲ共同經營セシメ、合同合併セシメマシテモ、恰モ嘗テ當局ガ爲サレマシタ中小銀行ヲ強制的ニ併合セラレマシタ結果ガ、纏テ我國ノ金融界、銀行業界ニ大破綻ヲ起サシメタト云フヤウナ結論ヲ得ルヤモ測ラレヌ、私ハ資金ノ後援ナキ單ナル中小製絲家ノ共同經營ハ、或ハ其慘害ヲ一層重大ナラシムルト云フコトヲ恐レマスガ故ニ、只今ノ農林大臣ノ御説明

ハ、沟ニ不徹底デアリマスルガ故ニ、是以ニ責任ノアル共同施設ヲ厲行セシムル等ニ付キマシテハ、政府ハ必ズヤ必要ナル資金ヲ融通提供セシムルノ意思アリト云フ所之ニ關スル農林大臣ノ御考ハ如何デアリマス、更ニ私ハ之ヲ御伺致シタインデアリマス（拍手）

次ニ中小製絲業者ガ今日非常ナル難關ニ陥リマシテ、動モスレバ其營業ヲ持續スルコトガ出來得ナイト云フヤウナ狀態ニ在リマス結果、是ガ我國ニ如何ナル影響ヲ及ボスカト云フコトハ、私方諄ク申ス必要モアリマセヌガ、一面ニ於テハ輸出生絲ノ品質ヲ粗惡ナラシメ、或ハ品種ノ不統一ナル内面ニ於キマシテハ、非常ナル勞働社會上ノ問題ヲ起スト云フコトハ、言フマデモナイ次第デアリマス、中小商工業者ノ發達、基礎ノ安定ヲ圖ルト云フコトハ、最モ我國ノ製絲業界ニ於テ必要ナルコト、云フコトハ明デアリマス、之ニ關聯シテ私ハ農林大臣ニ御意見ヲ承リタイガ、經營上、資金上ノ事柄ハ脩措キマシテ、今日ノ我國ノ經濟界各方面ノ非常ナル打擊時期ニ於キマシテ、現在ノ工場法ノ適用ヲ餘リニ規則的ニ御厲行爲サルト云フコトハ、廳テ是等ノ中小製絲家ノ經營ヲ益、困難ナラシメマシテ、勞働者ヲ保護スル目的ノ工場法厲行ガ、廳テ中小製絲家ノ破綻トナリマシテ、之ニ從業スル勞働者モ亦禍ヲ受ケルト云フヤウナ結果ニナリマシテ、過ギタルハ及バザルノ歸

結ニ見ルコトヲ私ハ考ヘマシテ、此際ニ工場法ノ厲行ニ對シマシテ、當局ハ如何ナル御考ヲ爲サル、カ、又今後多少ノ緩和ヲ爲イノデアリマス  
更ニ又モウ一つノ點ハ、法ハ死物デアリマス、如何ニ立派ナ法令ヲ制定セラレマシテモ、之ヲ施行致シマスル實際ニ於テ、其法ノ精神ヲ死物ニ致ス場合ニ於キマシテハ、折角ノ法律モ何ニモナラスト云フコトガ、生ズルノデアリマス、昨年ノ臨時議會ニ於キマシテ、加藤君及百瀬君ヨリ申上ゲマシタ如ク、百五十釜以下ノ小製絲家ノ設立ニ對シマシテ免許制度ヲ採リ、其從來ノ經營者ニ對スル既得權ヲ尊重致スノ修正ガ行ハレタノデアリマス、此精神カラ申シマスレバ、最近ノ奥州方面ノ震災海嘯等ニ因リマシテ、假ニ百五十釜以下ノ中小製絲家ノ工場ガ滅失シタ場合、或ハ火災ニ因ツテ滅失シタヤウナ場合ニ於キマシテ、新タニ其工場ヲ再建致サントスル際ニ、施行細則ニ依リマスレバ、政府當局ハ其資金關係、自分ノ資力ノ如何ニ依リマシテハ、既得權サヘモ之ヲ認メナイトスルヤウナ處置ノアル法律ヲ、定メテ居ラレルト云フヤウナ弊害ガ生ズルノデアリマス、本法ヲ本當ニ致ス上ニ於キマシテハ、此法ノ施行ニ當リマスル其施行細則、其外ノ實行細則ヲ同時ニ御提出ニナラヌ限リハ、私共ハ此法律ヲ絶對ニ信ズルコトガ出來得ナイト云フコトヲ恐レルノデアリマス、此法律ノ施行ニ當

サル御意思ハナイカト云フコトヲ、承リタ

リマシテ、ソレ等ノ點ニ對シマシテ、易上或ハ勞働問題、社會問題、有ユル方面ニ我國ノ製絲養蠶ガ總テノ方面ニ於テ、貿易上或ハ勞働問題、社會問題、有ユル方面ニ於テ、重大ナル事柄デアルコトハ申スマ

デモナイ、而モ數年間我國ノ業界ハ非常ナル打擊ヲ受ケ、殊ニ昨年ノ如キハ養蠶製絲ノ不振ノ爲ニ、私共ノ長野縣ニ於キマシテハ、各方面ニ非常ナル事態ガ生ジマシテ、

私ハ嘗テ天下ノ動亂ハ我ガ長野縣ヨリ始マルト云フコトヲ、政府當局ニモ、政治上ノ先輩ニモ警告ヲ致シタコトガアッタノデアリマス、不幸ニシテ今日是ガ實現セントスルヤウナ狀態ニナッタ其源ハ、春蠶製絲ノ不分リ切ツテ居ルノニ拘ラズ、會期ガ將ニ盡キ

○戸田由美君

モウ一つ最後ニ申上ゲマス

ガ、此改正案ハ今期議會中ニ、ドウシテモ

ヲ附與スル便宜ヲ供給スルモノデアルト

御見込ハアルカドウカト云フコトヲ、御答

辯ナリタイノデアリマス

○國務大臣(後藤文夫君登壇)

此法律案ガ衆議院ニ於キマシテ、順序好ク御進行ガ願ヘマ

スルナラバ、貴族院ノ方デ通過ヲスル餘日十分ニアルト考ヘテ居リマス、ソレカラ尙ホ先刻加藤君ノ御尋ニ、一つノ御答へ漏シマシタコトヲ追加致シタコトヒマス、

此組合ハ強制組合デアリマセヌ、隨テ甲乙丙ト云フ者ガ組合ヲ作ル場合ニ、丁ト云フ

ス、工場法ノ施行ト實際ノ工業ノ實情ト云

フモノトヲ、能ク調和サシテ行クト云フコ

トハ、是非必要ナコトデアルト思ヒマス、

併ナガラ工場法ガ制定サレテ居リマスル以

上ハ、此法規ノ範圍内ニ於テ實施サレル外

ハナイモノト思ヒマス、若シ今日ノ工場法

ガ、我國ノ現状ニ適切デナイ點ガアリマス

レバ、是ヘ相當ナ改正ヲモ將來考ヘナケレバ、是ヘ相當ナ改正ヲモ將來考ヘナケレバ、

バナラヌコトデアラウト考ヘマス、御話ノ

ヤウナ點ニ付テハ、能ク又政究ヲ致シタイ

ゴザイマセヌ

○議長(秋田清君)

質疑ハ終局致シマシ

タ、日程第一、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ

委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○上田孝吉君

本案ハ胎中楠右衛門君外二名提出、輸出生絲販賣統制法案外一件ノ委員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君)

上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君)

御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

○國務大臣(後藤文夫君登壇)

此法律ガ今日ノ

ソレカラ震災デアルトカ、火災デアルトカ云フコトニ付テ、如何ナル所信ヲ有ツテ、如何ナル努力ヲ爲サルカト云フコトヲ最後ニ承リマシテ、私ノ質問ヲ打切りマス(拍手)云フ御話アリマシタガ、是ハ既得權ヲ存續サセルト云フ方針デ取扱ヲ致シテ居リマス

ス





區市町村長ハ縦覽開始ノ日前三日目迄  
ニ縦覽ノ場所ヲ告示スベシ

第十八條 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於  
テ異議アルトキハ縦覽期間内ニ之ヲ區  
市町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合  
ニ於テハ區市町村長ハ其ノ申立ヲ受ケ  
タル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定シ名  
簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正  
スベシ

前項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ  
都參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル  
者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ都長官  
又ハ區市町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スル  
コトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ決定ヲ爲シ又ハ名  
簿ノ修正ヲ爲シタルトキハ區市町村  
長、第二項ノ規定ニ依ル裁決アリタル  
トキハ都長官直ニ其ノ要領ヲ告示スベ  
シ

第十九條 選舉人名簿ハ十二月二十五日  
ヲ以テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ十二月二十四日迄  
之ヲ据置クベシ

前條第二項又ハ第三項ノ場合ニ於テ裁  
決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿  
ノ修正ヲ要スルトキハ區市町村長ハ直  
ニ之ヲ修正スベシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルト  
キハ區市町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示  
スベシ

第二十條 第十八條ノ場合ニ於テ決定若  
ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ

選舉人名簿無効ト爲リタルトキハ更ニ  
名簿ヲ調製スベシ

天災事變等ノ爲必要アルトキハ更ニ名  
簿ヲ調製スベシ

第二項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縦覽、  
確定及異議ノ決定ニ關スル期日及期間  
ハ都長官ノ定ムル所ニ依ル

區市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリ  
タル場合ニ於テ名簿ニ關シ其ノ分合其  
ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 都長官ハ選舉ノ期日前二十  
日目迄ニ選舉ヲ行フベキ選舉區、投票  
ノ日時及各選舉區ニ於テ選舉スベキ議  
員數ヲ告示スベシ

天災事變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハザ  
ルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アル  
トキハ都長官ハ當該選舉區又ハ投票區  
ニ付投票ヲ行フベキ日時ヲ定メ投票ノ  
期日前五日目迄ニ之ヲ告示スベシ

第二十二條 議員候補者タラントスル者  
ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選  
舉ノ期日前七日目迄ニ其ノ旨ヲ選舉長  
ニ届出ヅベシ

選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他人ヲ  
議員候補者ト爲サントスルトキハ前項  
ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコト  
ヲ得

第二十三條 議員候補者ノ届出又ハ推薦  
届出ヲ爲サントスル者ハ議員候補者一  
人ニ付二百圓又ハ之ニ相當スル額面ノ  
國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票數其ノ選舉區ノ配當  
議員數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ  
得タル數ノ十分ノ一ニ達セザルトキハ  
前項ノ供託物ハ都ニ歸屬ス

議員候補者選舉ノ期日前十日以内ニ議  
員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前  
項ノ規定ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セ  
ザルニ至リタル爲議員候補者タルコト  
ヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 投票區ハ區市町村ノ區域ニ  
依ル

都長官必要アリト認ムルトキハ區市町  
村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設ケ又ハ  
數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區ヲ設ク  
ルコトヲ得

第二十五條 投票區ハ區市町村ノ區域ニ  
依ルコトヲ得ズ但シ投票所ノ事務ニ  
從事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ  
有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラ

依リ選舉ノ期日ノ前日迄議員候補者ノ  
届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得  
議員候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非  
ザレバ議員候補者タルコトヲ辭スルコ  
トヲ得ズ

前四項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ  
又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知  
リタルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告  
示スベシ

第二十六條 議員候補者ハ各投票區ニ於  
中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人  
一人ヲ定メ選舉ノ期日前日迄ニ投票  
管理者ニ届出ヅルコトヲ得但シ議員候  
補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ  
辭シタルトキハ其ノ届出デタル投票立  
會人ハ其ノ職ヲ失フ

前項ノ規定ニ依ル投票立會人ニシテ參會ス  
セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リ  
タルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會ス  
ル者投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人  
ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セ  
ザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ其  
ノ投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セ  
ラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ  
投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通  
知シ投票ニ立會ハシムベシ

第二十七條 選舉人ニ非ザル者ハ投票所  
ニ入ルコトヲ得ズ但シ投票所ノ事務ニ  
從事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ  
有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラ

爲リ投票ニ關スル事務ヲ擔任ス  
投票所ハ區役所、市役所、町村役場又  
ハ投票管理者ノ指定シタル場所ニ之ヲ  
設ク

投票所ヲ告示スベシ

第二十八條 議員候補者ハ各投票區ニ於  
中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人  
一人ヲ定メ選舉ノ期日前日迄ニ投票  
管理者ニ届出ヅルコトヲ得但シ議員候  
補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ  
辭シタルトキハ其ノ届出デタル投票立  
會人ハ其ノ職ヲ失フ

前項ノ規定ニ依ル投票立會人ニシテ參會ス  
セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リ  
タルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會ス  
ル者投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人  
ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セ  
ザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ其  
ノ投票區ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セ  
ラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ  
投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通  
知シ投票ニ立會ハシムベシ

第二十九條 選舉人ニ非ザル者ハ投票所  
ニ入ルコトヲ得ズ但シ投票所ノ事務ニ  
從事スル者、投票所ヲ監視スル職權ヲ  
有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラ



者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超エ

ザルトキハ其ノ選舉區ニ於テハ投票ヲ

行ハズ

前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要

セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ投

票管理者ニ通知シ併セテ之ヲ告示シ且

都長官ニ報告スベシ

投票管理者前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受

ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ

期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開キ議員

候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ

ヲ都長官ニ申立ツベシ  
一人ニシテ數選舉區ニ於テ當選シタル  
トキハ最終ニ當選ノ告知ヲ受ケタル日  
ヨリ十日以内ニ何レノ當選ニ應ズベキ  
カラ都長官ニ申立ツベシ其ノ期間内ニ  
之ヲ申立テザルトキハ都長官抽籤シテ  
之ヲ定ム  
官吏ニシテ當選シタル者ハ所屬長官ノ  
許可ヲ受クルニ非ザレバ之ニ應ズルコ  
トヲ得ズ  
前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日  
ヨリ二十日以内ニ之ニ應ズベキ旨ヲ都  
長官ニ申立テザルトキハ其ノ當選ヲ辭  
シタルモノト看做ス第三項ノ場合ニ於  
テ何レノ當選ニ應ズベキカラ申立テザ  
トキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス  
都ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ都ニ於テ費用  
ヲ負擔スル事業ニ付都長官若ハ其ノ委  
任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者若  
ハ其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲  
ヲ爲法人ノ無限責任社員、役員若ハ  
支配人ニシテ當選シタル者ハ其ノ請負  
ヲ罷メ又ハ請負ヲ爲ス者ノ支配人若ハ  
主トシテ同一ノ行爲ヲ爲法人ノ無限  
責任社員、役員若ハ支配人タルコトナ  
キニ至ルニ非ザレバ當選ニ應ズルコト  
ヲ得ズ第二項又ハ第三項ノ期限前ニ其  
ノ旨ヲ都長官ニ申立テザルトキハ其ノ  
當選ヲ辭シタルモノト看做ス  
前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ  
准ズベキ者並ニ清算人ヲ謂フ  
第四十六條 選舉長ハ前條第一項ノ規定  
ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ  
當選者當選ヲ辭セントスルトキハ當選  
ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之

名鑑ヲ町村長ニ返付スベシ

第四十七條 當選者左ニ掲グル事由ノ一  
ニ該當スルトキハ三月以内ニ更ニ選舉  
ヲ行フベシ但シ第二項ノ規定ニ依リ更  
ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選者ヲ定  
メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 當選ヲ辭シタルトキ  
二 數選舉區ニ於テ當選シタル場合ニ  
於テ第四十五條第三項ノ規定ニ依リ  
一ノ選舉區ノ當選ニ應ジ又ハ抽籤ニ  
依リノ選舉區ノ當選者ト定マリタ  
ル爲他ノ選舉區ニ於テ當選者タラザ  
ルニ至リタルトキ

三 第四十二條ノ規定ニ依リ當選ヲ失  
ヒタルトキ  
四 死亡者ナルトキ  
五 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セ  
ラレ當選無効ト爲リタルトキ但シ同  
一人ニ關シ前各號ノ事由ニ依ル選舉  
果當選無効ト爲リタルトキ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

六 第五十一條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結  
果當選無効ト爲リタルトキ  
前項ノ事由第四十五條第二項、第三項  
若ハ第五項ノ期限前ニ生ジタル場合ニ  
於テ第四十一條第一項但書ノ得票者ニ  
シテ當選者ト爲ラザリシ者アルトキ又ハ  
其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ於テ  
第四十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケ  
タル得票者ニシテ當選者ト爲ラザリシ  
者アルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ其ノ者  
ノ中ニ就キ當選者ヲ定ムベシ

第五十條 選舉人又ハ議員候補者選舉又  
ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ  
ズルノ處ナキ者ヲ區分シ得ルトキハ其  
ノ者ニ限り當選ヲ失フコトナシ

第五十一條 選舉人又ハ議員候補者選舉又  
ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ  
ズルノ處ナキ者ヲ區分シ得ルトキハ其  
ノ者ニ限り當選ヲ失フコトナシ

書ノ得票者ニシテ當選者ト爲ラザリシ  
者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セ  
ザルニ至リタルトキハ之ヲ當選者ト定  
ムルコトヲ得

第一項ノ期間ハ第五十八條第八項ノ規  
定ノ適用アル場合ニ於テハ選舉ヲ行フ  
コトヲ得ザル事由已ミタル日ノ翌日ヨ

リ之ヲ起算ス

第一項ノ事由議員ノ任期満了前六月以  
内ニ生ジタルトキハ第一項ノ選舉ハ之  
ヲ行ハズ但シ議員ノ數其ノ定數ノ三分  
ノ二ニ滿チザルニ至リタルトキハ此ノ  
リ之ヲ起算ス

第二項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ十四  
日以内ニ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ  
得

前項ノ規定ニ依ル異議申立アリタルト  
キハ都長官ハ七日以内ニ之ヲ都參事會  
ノ決定ニ付ズベシ

都長官選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第一項ノ規定ニ依ル申立ノ有無ニ拘ラズ第四十五條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ都參事會ノ決定ニ付スルコトヲ

得 前二項ノ場合ニ於テハ都參事會ハ其ノ  
送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之

シ  
ヲ決定スペシ  
前項ノ規定ニ依ル都參事會ノ決定アリ  
タルトキハ都長官ハ直ニ之ヲ告示スペ

第四項ノ規定ニ依ル都參事會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコ

トヲ得  
第四項ノ規定ニ依ル都參事會ノ決定ニ  
付テハ都長官又ハ選長ヨリモ訴訟ヲ  
提起スルコトヲ得

第十五條、第四十七條又ハ第五十二條  
第一項若ハ第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期  
間、異議ノ決定確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ  
都會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ參與ス  
ルノ權ヲ失ハズ

第五十一條 衆議院議員選舉法第百十條  
ノ規定ノ準用ニ依リ當選ヲ無効ナリト  
認ムルトキハ選舉人又ハ議員候補者ハ  
當選者ヲ被告トシ第四十五條第一項ノ  
規定ニ依ル告示ノ日ヨリ三十日以内ニ  
控訴院ニ出訴スルコトヲ得  
衆議院議員選舉法第百三十六條ノ規定  
ノ準用ニ依リ選舉事務長ガ同法第百十  
二條又ハ第百十三條ノ規定ノ準用ニ依  
ル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルニ因リ當  
選ヲ無効ナリト認ムルトキハ選舉人又  
ハ議員候補者ハ當選者ヲ被告トシ其ノ  
裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院  
ニ出訴スルコトヲ得  
前二項ノ規定ニ依ル控訴院ノ判決ニ不  
服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得  
衆議院議員選舉法第八十五條、第八十  
七條及第一百四十一條ノ規定ハ前三項ノ  
規定ニ依ル訴訟ニ之ヲ準用ス  
第五十二條 選舉無効ト確定シタルトキ  
ハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ  
當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉  
會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場  
合ニ於テハ第四十七條第三項ノ規定ヲ  
準用ス  
當選者ナキトキ、當選者ナキニ至リタ  
ルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議  
員ノ定數ニ達セザルトキ若ハ定數ニ達  
セザルニ至リタルトキハ三月以内ニ更  
ニ選舉ヲ行フベシ  
第四十七條第四項及第五項ノ規定ハ第  
一項及前項ノ選舉ニ之ヲ準用ス

第五十三條 第四十七條若ハ前條ノ選舉又ハ補闕選舉ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一人選舉ヲ以て合併シテ之ヲ行フ  
第五十四條 都會議員被選舉權ヲ有セザル者ナルトキ又ハ第四十五條第六項ニ掲タル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ其ノ被選舉權ノ有無又ハ第四十五條第六項ニ掲タル者ニ該當スルヤ否ヤハ都會議員方左ノ各號ノ一二該當スルニ因リ被選舉權ヲ有セザル場合ヲ除クノ外都參事會其ノ異議ヲ決定ス

一 禁治産者又ハ進禁治産者ト爲リタ  
ルトキ

二 破産者ト爲リタルトキ  
三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ  
四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ罰金ノ刑  
五 處セラレタルトキ

都會ニ於テ其ノ議員中被選舉權ヲ有セ  
ザル者又ハ第四十五條第六項ニ掲グル  
者アリ、忍ムレトキハ之ヲ都長官ニ通

著アリト議ノハヨキノ之都長官ニ通  
知スベシ但シ議員ハ自己ノ資格ニ關ス  
ル會議ニ於テ辯明スルコトヲ得ルモ其

ノ議決ニ加ハルコトヲ得ズ  
都長官ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ  
七日以内ニ之ヲ都參事會ノ決定ニ付ス

七日以内ニ之ヲ參事會ノ決定ニ付ス  
ベシ都長官ニ於テ被選擧權ヲ有セザル  
者又ハ第四十五條第六項ニ掲タル者ア  
リト認ムルトキ亦同ジ

第五十九條第四項及第五項ノ規定ヘ前項  
ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者  
ハ行政裁判所ニ訴訟スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ都長官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第五十五條 都會議員ノ選舉ニ付テハ衆  
議院議員選舉法第十章及第十一章並ニ

第百四十條第二項及第一百四十二條ノ規定ヲ準用ス但シ議員候補者一人ニ付定ムベキ選舉事務所ノ數、選舉委員及選舉事務員ノ數並ニ選舉運動ノ費用ノ額ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第五十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發ス  
ル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選  
擧ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰

則ヲ準用ス  
第五十七條 都會ノ議決スペキ事件左ノ  
第一款 職務權限

一 都條例及都規則ヲ設ケ又ハ改廢ス  
ルコト

料、手數料及都稅ノ賦課徵收ニ關ス  
ルコト

五  
六 基本財産及積立金穀等ノ設置及處  
分ニ關スルコト  
七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除  
クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利  
ノ拡張ヲ爲スコト  
八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムル  
コト但シ法律勅令中別段ノ規定アル

モノハ此ノ限ニ在ラズ

九 其ノ他法律勅令ニ依リ都會ノ權限

ニ屬スル事項

第五十八條 都會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ都參事會ニ委任スルコトヲ得

第五十九條 都會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フベシ

第六十條 都會ハ都ノ公益ニ關スル事件トヲ付意見書ヲ關係行政廳ニ提出スルコトハ意見ヲ答申スペシ

第六十一條 都會ハ行政廳ノ諸問題アルトキハ意見ヲ答申スペシ

都會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ都會成立セズ、招集ニ應ゼズ若ハ意見ヲ提出セズ、又ハ都會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タズシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 都會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選舉スベシ

議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル  
第六十三條 議長故障アルトキハ副議長之ニ代ハリ議長及副議長共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スベシ

前項ノ規定ニ依ル假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員ノ職務ヲ代理ス年齡

同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
第六十四條 都長官及其ノ委任又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコ

トヲ得ズ

前項ノ規定ニ依ル列席者發言ヲ求ムル

トキハ議長ハ直ニ之ヲ許スベシ但シ之ガ爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ズ

第六十五條 都會ハ都長官之ヲ招集ス議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スベキ事件ヲ示シテ都會招集ノ請求アルトキハ都長官ハ之ヲ招集スベシ

都會ハ都長官會期ヲ定メテ之ヲ招集ス但シ必要アリト認ムルトキハ都長官ハ更ニ期限ヲ定メ都會ノ會期ヲ延長スルコトヲ得

第六十六條 都會開會中急施ヲ要スル事件アルトキハ都會及會議ノ事件ハ開會ノ日前三日目迄ニ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同じ

都會ハ都長官之ヲ開閉スコトヲ得

第六十七條 都會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ第六十八條ノ規定ニ依ル除斥ノ爲半數ニ満チザルトキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ満チザルトキ又ハ招集ニ應ズルモ出席議員定數ヲ闕キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ満チザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十八條 議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依タルトキ

二 議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依タルトキハ會議禁止ノ要求ヲ受ケ

前項ノ規定ニ依ル議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ須ヒズ其ノ可否ヲ決スペシ

第七十條 都會ハ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 都長官ヨリ傍聽禁止ノ要求ヲ受ケ

前項ノ規定ニ依ル假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員ノ職務ヲ代理ス年齡

同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
第六十九條 都會ハ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ會議場ノ秩序ヲ保持ス

於テモ之ガ爲議員トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失ハズ

第六十條 議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻、子孫、兄弟姊妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ都會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第六十一條 法律勅令ニ依リ都會ニ於テ行フ選舉ニ付テハ第二十八條、第三十九條及第四十一條ノ規定ヲ準用ス其ノ投票ノ效力ニ關シ異議アルトキハ都會之ヲ決定ス

都會ハ議員中異議ナキトキハ前項ノ選舉ニ付指名推選ノ法ヲ用フル場合ニ於テハ被指名者ヲ以テ當選者ト定ムベキヤ否ヤ

トキハ議員全員ノ同意ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス

第一ノ選舉ヲ以テ二人以上ヲ選舉スル場合ニ於テハ被指名者ヲ區分シテ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ズ

第七十條 都會ハ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 都長官ヨリ傍聽禁止ノ要求ヲ受ケ

前項ノ規定ニ依ル假議長ノ選舉ニ付テハ年長ノ議員ノ職務ヲ代理ス年齡

同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
第六十一條 議長ハ會議ヲ開閉シ會議場ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ會議場ノ秩序ヲ保持ス

議員定數ノ半數以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍會議ヲ開カザルトキハ第六十三條ノ例ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル議員ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキ又ハ議員中異議アルトキハ議長ハ會議ノ議決ニ依ルニ非ザレバ其ノ日ノ會議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得

第六十二條 都會議員ハ都會ノ議決スペキ事件ニ付都會ニ議案ヲ發スルコトヲ得但シ議員ハ選舉人ノ指示又ハ委嘱ヲ受クベカラズ

前項ノ規定ニ依ル發案ハ議員三人以上ヨリ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七十三條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ委嘱ヲ受クベカラズ

前項ノ規定ニ依ル發案ハ議員三人以上ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ズ

第七十四條 會議中本法又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ル議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハザルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

第七十五條 傍聽人公然可否ヲ表シ又ハ喧騒ニ涉リ其ノ他會議ノ妨害ヲ爲ストキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハザルトキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於





處辨ス

第五章 紙料及給與

第一百七條 都會議員、參事會員其ノ他ノ名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

委員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

費用辨償額、報酬額及其ノ支給方法ハ都條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第一百八條 有給吏員ノ給料額、旅費額及

其ノ支給方法ハ都條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第一百九條 有給吏員ニハ都條例ノ定ムル所ニ依リ退隱料、退職給與金、死亡給

與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第一百十條 費用辨償、報酬、給料、旅

費、退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於

テ異議アルトキハ之ヲ都長官ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタルトキハ都長官ハ七日以内ニ之ヲ都參事會ノ決定ニ付スベシ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百十一條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料其ノ他ノ給與ハ都ノ負擔トス

前項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ都長官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百十二條 費用辨償、報酬、給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料其ノ他ノ給與ハ都ノ負擔トス

第六章 都ノ財務  
第一款 財產、營造物及都稅  
第一百二條 収益ノ爲ニスル都ノ財產ハ

基本財產トシ之ヲ維持スベシ

都ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財產ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第一百十三條 都ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

都ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第一百十四條 財產ノ賣却貸與、工事ノ請負及物件勞力其ノ他ノ供給ハ競争入札ニ付スベシ但シ臨時急施ヲ要スルトキ、入札ノ價額其ノ費用ニ比シテ得失相償ハザルトキ又ハ都參事會ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百十五條 都ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

相償ハザルトキ又ハ都參事會ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百十六條 都ハ其ノ必要ナル費用並ニ從來法令又ハ慣例ニ依リ府縣及市制ニ依ル市ノ負擔ニ屬スル費用及將來法律勅令ニ依リ都ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支

得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百十七條 都稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノハ直接國稅附加稅其ノ他法律勅令ヲ以テ定ムル都稅トス

第一百十八條 三月以上都内ニ滯在スル者ハ其ノ滯在ノ初ニ遡リ都稅ヲ納ムル義

務ヲ負フ

第一百十九條 都内ニ住所ヲ有セズ又ハ三

月以上滯在スルコトナシト雖モ都内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ

占有シ、都内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ都内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス

者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收

入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル都稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第一百二十條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前ノ事實ニ付賦課セラルベキ都稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

都ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第一百二十一條 紳士者ノ都外ニ於テ所有シ使用シ占有スル土地家屋物件若ハ其ノ收入又ハ都外ニ於テ營業所ヲ設ケタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第一百二十二條 都ハ其ノ必要ナル費用並ニ從來法令又ハ慣例ニ依リ府縣及市制ニ依ル市ノ負擔ニ屬スル費用及將來法律勅令ニ依リ都ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支

得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二十三條 都ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ都稅ヲ課せざルコトヲ得

第一百二十四條 數人ヲ利スル營造物ノ設置、維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

都ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置、維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ都稅ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得

第一百二十五條 都稅及其ノ賦課徵收ニ關

シテハ此ノ限ニ在ラズ

國又ハ府縣、區市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ都稅ヲ賦課スルコトヲ得

ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物

件ニ對シテハ國ニ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第一百二十六條 都ハ其ノ必要ナル費用並ニ從來法令又ハ慣例ニ依リ府縣及市制ニ依ル市ノ負擔ニ屬スル費用及將來法律

勅令ニ依リ都ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支

得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二十七條 都稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノハ直接國稅附加稅其ノ他法

律勅令ヲ以テ定ムル都稅トス

第一百二十八條 三月以上都内ニ滯在スル者ハ其ノ滯在ノ初ニ遡リ都稅ヲ納ムル義

務ヲ負フ

第一百二十九條 都内ニ住所ヲ有セズ又ハ三

月以上滯在スルコトナシト雖モ都内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ

占有シ、都内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ都内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス

者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收

入ニ對シテハ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第一百三十條 都内ニ住所ヲ有セズ又ハ三

月以上滯在スルコトナシト雖モ都内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ

占有シ、都内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ

爲シ又ハ都内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス

シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

シテハ此ノ限ニ在ラズ

國又ハ府縣、區市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ都稅ヲ納ムル義務ヲ得

ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及

使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

國ノ事業又ハ行爲及國有ノ土地家屋物

件ニ對シテハ國ニ都稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第一百三十一條 都稅及其ノ賦課徵收ニ關

シテハ此ノ限ニ在ラズ

國又ハ府縣、區市町村其ノ他ノ公共團

體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造

物ニ對シテハ都稅ヲ賦課スルコトヲ得

ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及

使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

國又ハ府縣、區市町村其ノ他ノ公共團

體ニ於テ公用ニ供スル家屋物件及營造

物ニ對シテハ都稅ヲ納ムル義務アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第一百二十六條 數人又ハ都ノ一部ニ對シ

特ニ利益アル事件ニ關シテハ都ハ不均

一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ都ノ一部

ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第一百二十七條 都稅ノ賦課ニ關シ必要ア

ル場合ニ於テハ當該官吏吏員ハ日出ヨ

リ日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ

營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又

ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏吏員ハ其ノ

ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ

第一百二十八條 都長官ハ納稅者中特別ノ

事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコト

ヲ得其ノ年度ヲ越ユル場合ハ都參事會

ノ議決ヲ經ベシ

都長官ハ特別ノ事情アル者ニ限リ都參

事會ノ議決ヲ經テ都稅ヲ減免スルコト

ヲ得

第一百二十九條 使用料、手數料及都稅ニ

關スル事項ニ付テハ法令ニ規定アルモ

ノノ外都條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

許爲其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料

ノ徵收ヲ免レ又ハ都稅ヲ逋脫シタル者

ニ付テハ都條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ

又ハ逋脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル

金額(其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五

圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クル

コトヲ得

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、

手數料及都稅ノ賦課徵收ニ關シテハ都

條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規

使用ニ關シ亦同ジ

過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不

服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコ

トヲ得

第一百三十條 都稅ノ賦課ヲ受ケタル者其

ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムル

トキハ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ノ交付

ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ都長官ニ

異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ

異議アル者ハ之ヲ都長官ニ申立ツルコ

トヲ得

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタ

ルトキハ都長官ハ七日以内ニ之ヲ都參

事會ノ決定ニ付スベシ決定ヲ受ケタル

者其ノ決定ニ不服アルトキハ行政裁判

所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料及手數料

ノ徵收ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定ニ關シテハ都

長官、其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員又

ハ區市町村吏員ヨリモ訴訟ヲ提起スル

コトヲ得

第一百三十一條 都稅、使用料、手數料、

過料、過怠金其ノ他ノ收入ヲ定期

内ニ納メザル者アルトキハ都長官ハ期

限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ場合ニ於テハ都條例ノ定ムル所

ヲ以テ償還スベシ

第二款 歳入出豫算及決算

スペシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル徵收金ハ

國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ

追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ

依ル

都長官ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ガ前

三項ノ規定ニ依リ爲シタル處分ニ不服

アル者ハ都參事會ニ訴願シ其ノ裁決又

ハ都長官ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁

判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ都長官

又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ヨリ

モ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三項ノ規定ニ依ル處分中差押物件ノ

公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止

ス

第一百三十二條 都ハ其ノ負擔ヲ償還スル

爲、都ノ永久ノ利益ト爲ルベキ支出ヲ

爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場

合ニ限り都會ノ議決ヲ經テ都債ヲ起ス

コトヲ得

都債ヲ起スニ付都會ノ議決ヲ經ルトキ

ハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償

還ノ方法ニ付議決ヲ經ベシ

都長官ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲都參事

會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコ

トヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入

ヲ以テ償還スベシ

第二款 歳入出豫算及決算

都ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

豫算ヲ都會ニ提出スルトキハ都長官ハ

併セテ財產表ヲ提出スベシ

第一百三十四條 都長官ハ都會ノ議決ヲ經

テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコト

ヲ得

第一百三十五條 都費ヲ以テ支辨スル事件

ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出ス

ベキモノハ都會ノ議決ヲ經テ其ノ年期

間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲ス

コトヲ得

第一百三十六條 都ハ豫算外ノ支出又ハ豫

算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設ク

ス

第一百三十七條 豫算ハ議決ヲ經タル後直

ニ之ヲ內務大臣ニ報告シ且其ノ要領ヲ

告示スベシ

豫備費ハ都會ノ否決シタル費途ニ充ツ

ルコトヲ得ズ

第一百三十八條 都ハ都會ノ議決ヲ經テ特

別會計ヲ設クルコトヲ得

第一百三十九條 都ノ支拂金ニ關スル時效

ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

都長官ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲都參事

會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコ

トヲ得

第一日ヲ以テ閉鎖ス

決算ハ都長官之ヲ次ノ通常豫算ヲ議ス

ル會議迄ニ都會ノ認定ニ付スベシ

決算ハ其ノ認定ニ關スル都會ノ議決ト

共ニ之ヲ内務大臣ニ報告シ且其ノ要領

ヲ告示スベシ

第一百四十一條 豫算調製ノ式、費目流用  
ニ付テノ二圖、小要、見三、由

第七章 都ノ監督

第一百四十二條 都ハ内務大臣之ヲ監督ス  
第一百四十三條 本法中行政裁判所ニ出訴

臣ニ訴願スルコトヲ得ズ

起ハ處分ヲ受ケ又ハ決定書ノ交付ヲ受  
ケタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲ス

ベシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

行政訴訟ノ訴へ處分ヲ受ケタニハ決定書、裁定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケザル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨ

リ之ヲ起算ス

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕  
スペキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ

受理スルコトヲ得  
異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ

理由ニ附シ之ヲ申立ノ交付ノミ  
異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停  
止セズ但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又

ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルト  
キハ之ヲ停止スルコトヲ得

第一百四十五條 異議ノ決定ハ本法中別  
期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ決  
定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ之

ヲ爲スベシ

日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スペシ  
第百四十六條 内務大臣ハ都ノ監督上必  
要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サ  
シメ、書類帳簿ヲ徵シ及質地ニ就キ事  
務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閱スルコトヲ

内務大臣ハ都ノ監督上必要ナル命令ヲ  
發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

都會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ義  
命ズルコトヲ得

員ヲ選舉スベシ

ニ掲タル事件ハ主務大臣ノ許可ヲ受ク  
ベシ

二 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト  
第一百四十九條 都債ヲ起シ又ハ起債ノ方

法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ  
若ハ變更セントスルトキハ内務大臣及  
大蔵大臣ノ許可ヲ受フベシ但ノ第百三

十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラ

第百五十條 主務大臣ノ許可ヲ要スル事  
件ニ付テハ主務大臣ハ許可申請ノ趣旨

ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ更正シ  
テ許可ヲ與フルコトヲ得

事件ニ付テハ輕易ナルモノニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ヲ受ケシメザルコトヲ得

官報號外  
昭和八年三月十二日  
衆議院議事速記錄第十五號  
東京都制案  
第一讀會



ハ之ニ立會フコトヲ得

前項ノ抽籤ヲ行フベキ場所及日時ハ投票管理者ニ於テ豫メ之ヲ告示スベシ

第二項ノ規定ニ依リ投票立會人定マリタルトキハ投票管理者ハ直ニ之ヲ本人ニ通知スベシ

議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ届出ニ係ル投票立會人ハ其ノ職ヲ失フ

投票立會人ニ之ヲ準用ス

第一百七十九條 前條ノ規定ハ選舉立會人ニ

第一百七十條 前條第二項乃至第四項ノ規定ハ

投票立會人ハ其ノ職ヲ失フ

第一百七十一條 當選者定マリタルトキハ區長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ且選舉錄及投票錄ノ寫ヲ添へ之ヲ都長官ニ報告スベシ

第一百七十二條 當選者左ニ掲タル事由ノ

第一ニ該當スルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ但第二項ノ規定ニ依リ更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選者ヲ定メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 當選ヲ辭シタルトキ

二 第四十二條ノ規定ノ準用ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ

三 死亡者ナルトキ

四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ當選無効ト爲リタルトキ但シ同一人ニ關シ前各號ノ事由ニ依ル選舉又ハ補闕選舉ノ告示ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ニ應ズベキ旨ヲ區長ニ申立テタルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

區ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ區ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付區長若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請負ヲ爲ス者若ハ

其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、役員若ハ支配人ニシテ當選シタル者ハ其ノ請負ヲ罷メ又ハ請負ヲ爲ス者ノ支配人若ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責

任社員、役員若ハ支配人タルコトナキニ至ルニ非ザレバ當選ニ應ズルコトヲ得ズ第二項ノ期限前ニ其ノ旨ヲ區長ニ申立テザルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ準ズベキ者竝ニ清算人ヲ謂フ

第一百七十二條 當選者左ニ掲タル事由ノ

第一ニ該當スルトキハ第一項ノ選舉ハ之ヲ行ハズ但シ議員ノ數其ノ定數ノ三分ノ二ニ滿チザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ事由議員ノ任期滿了前六月以内ニ生ジタルトキハ第一項ノ選舉ハ之ヲ行ハズ但シ議員ノ數其ノ定數ノ三分ノ二ニ滿チザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百七十三條 第百七十一條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル申立アリタルトキハ區長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ都長官ニ報告スベシ

第一百七十四條 選舉人又ハ議員候補者選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第百七十一條第一項又ハ前條

第一項ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果常選無効ト成リタルトキ

前項ノ事由前條第二項若ハ第四項ノ期

限前ニ生ジタル場合ニ於テ第四十一條第一項但書ノ規定ノ準用ニ依ル得票者ニシテ當選者ト爲ラザリシ者アルトキ

又ハ其ノ期限經過後ニ生ジタル場合ニ

第一項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ區長、第二項若ハ第六項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ都長官直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ都長官又ハ區長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ區長、第二項若ハ第六項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ都長官直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ都長官又ハ區長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ區長、第二項若ハ第六項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ都長官直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ都長官又ハ區長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ區長、第二項若ハ第六項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ都長官直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ都長官又ハ區長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ區長、第二項若ハ第六項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ都長官直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル決定ニ付テハ都長官又ハ區長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ區長、第二項若ハ第六項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ都長官直ニ之ヲ告示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ區長、第二項若ハ第六項ノ規定ニ依ル決定アリタルトキハ都長官直ニ之ヲ告示スベシ

申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セザル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之ヲ行フコトヲ得ズ

區會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ參與スルノ權ヲ失ハズ

第一百七十五條 衆議院議員選舉法第百十條ノ規定ノ準用ニ依リ當選ヲ無効ナリ

ト認ムルトキハ選舉人又ハ議員候補者ハ當選者ヲ被告トシ第百七十一條第一項ノ規定ニ依ル告示ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

ハ當選者ヲ被告トシ第百七十二條若ハ前條ノ規定ニ於テハ一ノ選舉ヲ以テ合併行フ場合ニ於テハ二ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第一百七十八條 區會議員被選舉權ヲ有セザル者ナルトキ又ハ第百七十一條第五項ニ掲タル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ

衆議院議員選舉法第百三十六條ノ規定ノ準用ニ依リ選舉事務長ガ同法第百二條又ハ第百十三條ノ規定ノ準用ニ依ル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルニ因リ被選舉權ヲ有セザル場合ヲ除クノ選ヲ無効ナリト認ムルトキハ選舉人又

ハ議員候補者ハ當選者ヲ被告トシ其ノ裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

衆議院議員選舉法第八十五條、第八十七條及第百四十一條ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依ル訴訟ニ之ヲ準用ス

第一百七十六條 選舉無効ト確定シタルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第百七十二條第三項ノ規定ヲ準用ス

第一百七十七條 選舉無効ト確定シタルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選者ナキトキ、當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議

員ノ定數ニ達セザルトキ若ハ定數ニ達セザルニ至リタルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第一百七十二條第四項及第五項ノ規定ハ第一項及前項ノ選舉ニ之ヲ準用ス

第一百七十七條 第百七十二條若ハ前條ノ選舉、増員選舉又ハ補闕選舉ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第一百七十八條 區會議員被選舉權ヲ有セザル者ナルトキ又ハ第百七十一條第五項ニ掲タル者ナルトキハ其ノ職ヲ失フ

衆議院議員選舉法第百三十六條ノ規定ノ準用ニ依リ選舉事務長ガ同法第百二條又ハ第百十三條ノ規定ノ準用ニ依ル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルニ因リ被選舉權ヲ有セザル場合ヲ除クノ選ヲ無効ナリト認ムルトキハ選舉人又

ハ議員候補者ハ當選者ヲ被告トシ其ノ裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル控訴院ノ判決ニ不服アル者ハ大審院ニ上告スルコトヲ得

衆議院議員選舉法第八十五條、第八十七條及第百四十一條ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依ル訴訟ニ之ヲ準用ス

第一百七十六條 選舉無効ト確定シタルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ第百七十二條第三項ノ規定ヲ準用ス

第一百七十七條 選舉無効ト確定シタルトキハ三月以内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

當選者ナキトキ、當選者ナキニ至リタルトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル議

第一項ノ規定ニ依ル決定及前項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ區長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ都長官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百七十四條第十項ノ規定ハ第一項及前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百七十九條 第百七十九條 前數條ニ規定スルモノノ外區會議員ノ選舉ニ關シテハ第二十一條乃至第二十五條、第二十七條乃至第三十四條、第三十六條乃至第四十四條、第四十九條及第五十五條ノ規定ヲ準用ス

第一百八十條 區會ハ區ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第一百八十一條 區會ノ議決スベキ事件ノ概目左ノ如シ

第一 規則例及區規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

第二 稽核令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第一百八十二條 前二條ニ規定スルモノノ外區會ノ職務權限ニ關シテハ第五十九條乃至第七十八條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

十一 區吏員ノ身元保證ニ關スルコト

十二 區ニ係ル訴願、訴訟及和解ニ付スベシ

十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

十四 抛棄ヲ爲スコト

十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

十六 基本財產及積立金穀等ノ設置、管

理及處分ニ關スルコト

十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

十八 歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利コト

十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

四十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

六十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

七十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

八十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

九十九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一〇 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百一九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二〇 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百二九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三〇 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百三九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四〇 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四一 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四二 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四三 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四四 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四五五 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四五六 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四五七 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四五八 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一百四五九 財產及營造物ノ管理方法ヲ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

申立ツベシ其ノ期間内ニ之ニ應ズル旨  
ノ申立ヲ爲サザルトキハ之ヲ辭シタル  
モノト看做ス

第一百七十一條第三項ノ規定ハ區長ニ推  
薦決定セラレタル者ニ之ヲ准用ス

區長ハ其ノ退職セントスル日前三十日  
迄ニ申立ツルニ非ザレバ任期中退職  
スルコトヲ得ズ但シ區會ノ同意ヲ得タ  
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百八十四條 区長ハ第百六十五條第二  
項又ハ第四項ニ掲ゲタル職ト相兼ヌル  
コトヲ得ズ

區長ハ其ノ區ニ對シ請負ヲ爲シ又ハ其  
ノ區ニ於テ費用ヲ負擔スル事業ニ付區  
長若ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ニ對シ請  
負爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ  
同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社  
員、取締役監査役若ハ之ニ准ズベキ者、  
清算人及支配人タルコトヲ得ズ

區長ハ會社ノ取締役監査役若ハ之ニ准  
ズベキ者、清算人又ハ支配人其ノ他ノ  
事務員タルコトヲ得ズ

第一百八十五條 前二條ニ規定スルモノノ  
外區吏員ノ組織及任免ニ關シテハ第八  
十九條乃至第九十二條ノ規定ヲ準用ス  
得ズ

第一百八十六條 區長ハ區吏員ヲ指揮監督  
シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲  
戒處分ハ譴責及十圓以下ノ過怠金トス  
第一百八十七條 區會ノ議決又ハ選舉其ノ  
權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背

クト認ムルトキハ區長ハ其ノ意見ニ依  
リ又ハ都長官ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ  
テ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシ  
ムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルト  
キハ區長ハ議決ニ付テハ之ヲ再議ニ付  
セズシテ直ニ都參事會ノ裁決ヲ請フコ  
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル區會ノ議決  
仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規  
則ニ背クト認ムルトキハ區長ハ都參事  
會ノ裁決ヲ請フベシ

都長官ハ前二項ノ議決又ハ選舉ヲ取消  
スコトヲ得

第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル裁決又  
ハ前項ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル區  
長又ハ區會ハ行政裁判所ニ出訴スルコ  
トヲ得

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル裁決ニ  
付テハ都長官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコ  
トヲ得

第一百八十八條 區會ノ議決明ニ公益ヲ害  
スト認ムルトキハ區長ハ其ノ意見ニ依リ  
又ハ都長官ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之  
ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリ  
ト認ムルトキハ區長ハ之ヲ再議ニ付セズ  
シテ直ニ都長官ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル區會ノ議決  
仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ區長  
ハ都長官ノ指揮ヲ請フベシ

第一百九十条 區會ニ於テ議決又ハ決定ス  
ベキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合  
ニ於テ區會成立セザルトキ又ハ區長ニ  
於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルト  
キハ區長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於  
テ之ヲ區會ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ區長ノ爲シタル處分  
ノ例ニ依ル左ニ掲グル費用ヲ削除シ又  
ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之

ニ伴フ收入ニ付亦同ジ

一 法令ニ依リ負擔スル費用、當該官  
廳ノ職權ニ依リ命ズル費用其ノ他ノ  
ムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルト  
キハ區長ハ議決ニ付テハ之ヲ再議ニ付  
セズシテ直ニ都參事會ノ裁決ヲ請フコ  
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル區會ノ議決  
仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規  
則ニ背クト認ムルトキハ區長ハ都參事  
會ノ裁決ヲ請フベシ

都長官ハ前二項ノ議決又ハ選舉ヲ取消  
スコトヲ得

第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル裁決又  
ハ前項ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル區  
長又ハ區會ハ行政裁判所ニ出訴スルコ  
トヲ得

第一百八十九條 區會成立セザルトキ又ハ  
第六十六條但書ノ規定ノ準用ニ依ル場  
合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルト  
キハ區長ハ都長官ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議  
決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得

區會ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ議決  
セザルトキハ前項ノ例ニ依ル

第一百九十二条 區長ハ區吏員ヲシテ其ノ  
事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ  
得

區長故障アルトキハ區吏員中上席者ヨ  
リ順次之ヲ代理ス

第一百九十三条 區出納吏ハ區ノ出納其ノ  
他ノ會計事務並ニ從來法令ノ定ムル所  
ニ依リ市制第六條ノ市ノ區收入役ノ掌  
ル國及府縣其ノ他ノ公共團體ノ出納其  
ノ他ノ會計事務及第百九十一條ノ事務  
處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴  
願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル區長ノ  
區會ノ決定スベキ事件ニ關シテハ前二  
項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル區長ノ  
區會ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴  
願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百九十四条 第百九十九條、第一百四  
三條、第十九條、第百四條及第一百六  
三條ノ規定ヲ準用ス

第三項 給料及給與

第一百九十五条 費用辨償、報酬、給料、  
旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與  
金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ  
於テ異議アルトキハ之ヲ區長ニ申立ツ  
ルコトヲ得

八訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百九十九條 區長其ノ他ノ區吏員ハ從  
來法令ノ定ムル所ニ依リ市制第六條ノ  
市ノ區長其ノ他ノ區所屬ノ吏員ノ掌ル  
國及府縣其ノ他ノ公共團體ノ事務又ハ  
將來法律勅令ノ定ムル所ニ依リ國及都  
其ノ他ノ公共團體ノ事務ヲ掌ル

前項ノ事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ  
區ノ負擔トス但シ法令中別段ノ規定ア  
ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二 非常ノ災害ニ因ル應急又ハ復舊ノ  
施設ノ爲ニ要スル費用、傳染病豫防  
ノ爲ニ要スル費用其ノ他ノ緊急避ク  
ベカラザル費用

第一百九十九條 區會成立セザルトキ又ハ  
第六十六條但書ノ規定ノ準用ニ依ル場  
合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルト  
キハ區長ハ都長官ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議  
決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得

區會ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ議決  
セザルトキハ前項ノ例ニ依ル

第一百九十三条 區出納吏ハ區ノ出納其ノ  
他ノ會計事務並ニ從來法令ノ定ムル所  
ニ依リ市制第六條ノ市ノ區收入役ノ掌  
ル國及府縣其ノ他ノ公共團體ノ出納其  
ノ他ノ會計事務及第百九十一條ノ事務  
處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴  
願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル區長ノ  
區會ノ決定スベキ事件ニ關シテハ前二  
項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル區長ノ  
區會ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴  
願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百九十四条 第百九十九條、第一百四  
三條、第十九條、第百四條及第一百六  
三條ノ規定ヲ準用ス

第三項 給料及給與

トキハ區長ハ七日以内ニ之ヲ區會ノ決定ニ付スベシ關係者其ノ決定ニ不服アルトキハ都參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ規定ニ依ル裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ區長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ都長官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一百九十六條 前條ニ規定スルモノノ外給料及給與ニ關シテハ第百七條乃至第一百九條及第百十一條ノ規定ヲ準用ス

第四項 區ノ財務

第一百九十七條 舊來ノ慣行ニ依リ區内ニ住所ヲ有スル者ノ中特ニ財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ舊慣ニ依ル舊慣ヲ變更又ハ廢止セントスルトキハ區會ノ議決ヲ經ベシ前項ノ財產又ハ營造物ヲ新ニ使用セントスル者アルトキハ區ハ之ヲ許可スルコトヲ得

第一百九十八條 區ハ前條ニ規定スル財產ノ使用方法ニ關シ區規則ヲ設クルコトヲ得

第一百九十九條 區ハ第百九十七條第一項ノ使用者ヨリ使用料ヲ徵收シ同條第二項ノ使用ニ關シテハ使用料若ハ一時ノ加入金ヲ徵收シ又ハ使用料及加入金ヲ共ニ徵收スルコトヲ得

第二百條 區ハ其ノ財產ヨリ生ズル收入、使用料、手數料、過料、過怠金其

ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入ヲ以テ  
及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得  
第二百一條 區稅トシテ賦課スルコトヲ  
得ベキモノハ勅令ヲ以テ指定スル種類  
ノ直接國稅附加稅、都稅附加稅及特別  
稅トス

直接國稅又ハ都稅ノ附加稅ハ均一ノ稅  
率ヲ以テ之ヲ徵收スベシ但シ第二百二  
十六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場  
合ハ此ノ限ニ在ラズ

直接國稅ノ附加稅タル都稅ニ對シテハ  
附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スル  
ノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第二百二條 夫役又ハ現品ハ直接區稅ヲ  
準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課  
スペシ但シ第二百二十六條ノ規定ニ依  
リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

學藝、美術及手工ニ關スル勞務ニ付テ  
ハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ズ

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之  
ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得  
夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フル  
コトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦  
課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百三條 非常灾害ノ爲必要アルトキ  
ハ區ハ他人ノ土地ヲ一時使用シ又ハ其  
ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ  
收用スルコトヲ得但シ其ノ損失ヲ補償  
スベシ

前項ノ場合ニ於テ危険防止ノ爲必要アルトキハ區長、警察官吏又ハ都長官ハ區内ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得  
第一項但書ノ規定ニ依リ補償スペキ金融額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ鑑定人ノ意見ヲ微シ都長官之ヲ決定ス決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スベシ  
第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ都長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
第二百四條 使用料、手數料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ法令ニ規定アルモノノ外區條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ  
詐偽其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ區稅ヲ逋脱シタル者ニ付テハ區條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ逋脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額（其ノ金額五圓未満ナルトキハ五圓）以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得  
前項ニ定ムモノヲ除クノ外使用料、手數料及區稅ノ賦徵收ニ關シテハ區條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財產又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同ジ

前項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ都長官又  
ハ區長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第二百五條　區稅ノ賦課ヲ受ケタル者其  
ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムル  
トキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨ  
リ三月以内ニ區長ニ異議ノ申立ヲ爲ス  
コトヲ得

財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ  
異議アル者ハ之ヲ區長ニ申立ツルコト  
ヲ得

前二項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタ  
ルトキハ區長ハ七日以内ニ之ヲ區會ノ  
決定ニ付スベシ決定ヲ受ケタル者其ノ  
決定ニ不服アルトキハ都參事會ニ訴願  
シ其ノ裁決又ハ第五項ノ規定ニ依ル裁  
決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴  
スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料、手數料  
及加入金ノ徵收並ニ夫役現品ノ賦課ニ  
關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テ  
ハ區長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スル  
コトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ都長  
官ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二百六條　區稅、使用料、手數料、加  
入金、過料、過怠金其ノ他ノ區ノ收入  
ヲ定期内ニ納メザル者アルトキハ區長  
ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サズ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メザルトキハ區長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命ズベシ

前二項ノ場合ニ於テハ區條例ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ徵收スルコトヲ得滯納者第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ完納セザルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スベシ

第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル徵收金ハ都ノ徵收金ニ次デ先取特權ヲ有シ其ノ追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ都參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ都長官又ハ區長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ規定ニ依ル處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第一百七條 区ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時検査ヲ爲スベシ

検査ハ區長之ヲ爲シ臨時検査ニハ區會ニ於テ其ノ議員中ヨリ選舉シタル者二人以上ノ立會ヲ要ス

第二百八條 前數條ニ規定スルモノノ外區ノ財務ニ關シテハ第百十二條乃至第一百六條、第百十八條乃至第百二十八條及第百三十二條乃至第百四十一條ノ規定ヲ準用ス但シ第百十四條、第百二十八條及第百三十二條第三項中都參事會トアルハ區會、第百三十七條中內務大臣トアルハ都長官トス

第五項 區ノ一部ノ事務

第二百九條 區ノ一部ニシテ財產ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其ノ財產又ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中區ノ財產又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ財產又ハ營造物ニ關シ特ニ要スル費用ハ其ノ財產又ハ營造物ノ屬スル區ノ一部ノ負擔トス

第二百十條 前條ノ財產又ハ營造物ニ關シ必要アリト認ムルトキハ都長官ハ會計ヲ分別スベシ

第二百一十條 前條ノ財產又ハ營造物ニ關會計ヲ分別スベシ

第二百十五條 區市町村組合ニシテ其ノ組合區市町村ノ數ヲ增減シ又ハ共同事務ノ變更ヲ爲サントスルトキハ關係區市町村ノ協議ニ依リクベシ

市町村ノ協議ニ依リ都長官ノ許可ヲ受公益上必要アル場合ニ於テハ都長官ハ關係アル區市町村會ノ意見ヲ徵シ都參事會ノ議決ヲ經テ區市町村組合ヲ解クコトヲ得

第二百十九條 第二百十五條第一項及前條第一項ノ場合ニ於テ財產ノ處分ニ關係區市町村ノ協議ニ依リスル事項ハ關係區市町村ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第二百十五條第二項及前條第二項ノ場合ニ於テ財產ノ處分ニ關係區市町村ノ協議ニ依リスル事項ハ關係區市町村ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第二百二十條 第二百十四條第一項、第二百十五條第一項、第二百十六條第一項、第二百十八條第一項及前條第二項ノ規定ニ依ル都長官ノ處分ニ不服アル區市町村又ハ區市町村組合ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ賦課ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル區市町村ハ其ノ告知アリタル



至第八十一條ノ規定ヲ準用ス但シ第七十九條第一項中十五人トアルハ十人ト

第六號並ニ第八十三條乃至第八十七條

ノ規定ヲ準用ス

第二百三十三條 市參事會ノ職務權限ニ

關シテハ第八十二條第一號、第二號及

第六號並ニ第八十三條乃至第八十七條

ノ規定ヲ準用ス

第二百三十四條 市ニ市長、助役一人及

市ハ必要アルトキハ市條例ヲ以テ助役

收入役一人ヲ置ク

市ハ必要アルトキハ市條例ヲ以テ副收

入役一人ヲ置クコトヲ得

第二百三十五條 市長ハ有給吏員トス但

シ市條例ヲ以テ名譽職ト爲スコトヲ得

名譽職市長ハ市會議員ノ選舉權ヲ有ス

ル者ニ限ル

市長ノ任期ハ四年トス

市長ハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス

第一百八十三條第四項乃至第七項ノ規定

ハ市長ニ之ヲ準用ス

第一百八十三條第八項ノ規定ハ有給市長

ニ之ヲ準用ス

第二百三十六條 助役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

助役ハ市長ノ推薦ニ依リ市會之ヲ定メ

市長職ニ在ラザルトキハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス

第一百八十三條第四項乃至第八項ノ規定

ハ助役ニ之ヲ準用ス

第二百三十七條 收入役及副收入役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

市長又ハ助役ト父子兄弟タル緣故アル

者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得ズ

ヲ得ズ收入役ト父子兄弟タル緣故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得ズ

第二百八十三條第四項乃至第七項ノ規定

第一百八十三條第四項乃至第七項ノ規定

ノ規定ハ收入役及副收入役ニ之

員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ市長ノ

推薦ニ依リ市會之ヲ定ム

第二百四十一條 市會議員ノ選舉權ヲ有ス

員又ハ職ニ就キタルガ爲市會議員ノ選

舉權ヲ有スル者選舉權ヲ有セザルニ至

リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ

刑ニ當ルベキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付

セラレタルトキハ都長官ハ其ノ職務ノ

執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於

テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支給

スルコトヲ得ズ

第二百四十二條 前數條ニ規定スルモノ

ノ外市吏員ノ組織及任免ニ關シテハ第

八十九條、第九十一條及第九十二條ノ

規定ヲ準用ス

第二百四十三條 市長其ノ他ノ市吏員ハ

從來法令ノ定ムル所ニ依リ市制ニ依ル

市長其ノ他ノ市吏員ノ掌ル國及府縣其

ノ他ノ公共團體ノ事務又ハ將來法律勅

令ノ定ムル所ニ依リ國及都其ノ他ノ公

共團體ノ事務ヲ掌ル

前項ノ事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ

市ノ負擔トス但シ法令中別段ノ規定ア

ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二百四十四條 市長ハ其ノ事務ノ一部ヲ

助役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ市

臨時代理セシムルコトヲ得

第二百四十五條 助役ハ市長ノ事務ヲ補助ス

助役ハ市長故障アルトキ之ヲ代理ス

役數人アルトキハ豫メ市長ノ定メタル

順序ニ依リ之ヲ代理ス

第二百四十六條 収入役ハ市ノ出納其ノ

他ノ會計事務及第二百四十三條ノ事務

ニ關スル國及都其ノ他ノ公共團體ノ出

納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中

別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入

役故障アルトキ之ヲ代理ス

市長ハ收入役ノ事務ノ一部ヲ副收入役

同様セシムルコトヲ得但シ市ノ出納

其ノ他ノ會計事務ニ付テハ豫メ市會ノ

同意ヲ得ルコトヲ要ス

副收入役ヲ置カザル場合はニ於テハ市會ノ

ハ市長ノ推薦ニ依リ收入役故障アルト

キ之ヲ代理スベキ吏員ヲ定ムベシ

市長ハ收入役ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ

補助ス

區長代理者ハ前項ノ區長ノ事務ヲ補助

シ區長故障アルトキ之ヲ代理ス

ノ外市吏員ノ職務權限ニ關シテハ第九

十條、第九十七條乃至第九十九條、

第一百四條、第一百六條及第一百八十六條乃

至第一百八十八條ノ規定ヲ準用ス但シ第

九十七條第二項中內務大臣トアルハ都

長官、第一百八十七條第一項、第二項及

第四項並ニ第一百八十八條中區會トアル

ハ市會又ハ市參事會トス

第二百四十九條 紿料及給與ニ關シテハ  
第一百七條乃至第一百九條、第二百十一條及  
第二百九十五條ノ規定ヲ準用ス但シ第二百七  
條第二項中委員トアルハ名譽職市長、  
區長、區長代理者及委員、第二百九十五  
條第二項中區會トアルハ市參事會トス  
第二百五十條 市稅トシテ賦課スルコト  
ヲ得ベキモノハ直稅國稅附加稅、都稅  
附加稅及特別稅トス

第二百五十一條 市會ニ於テ豫算ヲ議決  
シタルトキハ市長ヨリ其ノ謄本ヲ收入  
役ニ交付スベシ  
收入役ハ市長又ハ都長官ノ命令アルニ  
非ザレバ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ命令ヲ  
受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出、  
費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依  
リ支出ヲ爲スコトヲ得ザルトキ亦同ジ  
第一百五十二條 市ノ出納ハ翌年度五月  
三十日ヲ以テ閉鎖ス  
決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ  
併セテ收入役ヨリ之ヲ市長ニ提出スペ  
シ市長ハ之ヲ審査シ意見ヲ附シテ次ノ  
通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ市會ノ  
認定ニ付スベシ  
決算ハ其ノ認定ニ關スル市會ノ議決ト  
共ニ之ヲ都長官ニ報告シ且其ノ要領ヲ  
告示スベシ  
第一百五十三條 前三條ニ規定スルモノ  
ノ外市ノ財務ニ關シテハ第二百十二條  
乃至第二百十六條、第二百十八條乃至第二  
二十八條、第二百三十二條乃至第二百三十  
九條、第二百四十一條、第二百九十七條乃  
至第二百條、第二百一條第二項乃至第

四項及第二百二條乃至第二百七條ノ規  
定ヲ準用ス但シ第二百十四條及第二百二十  
八條第二項中都參事會トアルハ市會、  
官、第二百五條第三項及第二百七條第  
二項中區會トアルハ市參事會トス  
第二百五十四條 市ノ一部ノ事務ニ關シ  
テハ第二百九條乃至第二百十三條ノ規  
定ヲ準用ス

第二百五十五條 市町村組合ニ關シテハ  
第二百二十四條乃至第二百二十一條ノ規  
定ヲ準用ス但シ第二百二十一條中區ニ  
關スル規定トアルハ市ニ關スル規定ト  
ス  
第二百五十六條 市長、助役、收入役又  
ハ副收入役ニ故障アルトキハ都長官ハ  
臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ  
其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ  
官吏ヲ派遣シタルトキハ旅費ハ市費ヲ  
以テ辨償セシムベシ  
臨時代理者ハ有給ノ市吏員トシ其ノ給  
料額、旅費額等ハ都長官之ヲ定ム  
第二百五十七條 前條ニ規定スルモノノ  
外市ノ監督ニ關シテハ第二百二十二條  
乃至第二百二十八條ノ規定ヲ準用ス但  
シ第二百二十七條第一項及第五項中區  
長トアルハ市長、助役、收入役及副收  
入役、同條第五項中給料トアルハ報酬  
又ハ給料トス

第二百五十八條 町村會議員ハ其ノ被選  
舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス  
議員ノ定數左ノ如シ

第一人口五千未満ノ町村 十二人  
二 人口五千以上一萬未満ノ町村 八十八人  
三 人口一萬以上二萬未満ノ町村 二十四人  
四 人口二萬以上ノ町村 三十人  
議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ之ヲ  
増減スルコトヲ得  
議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非ザ  
レバ之ヲ増減セズ但シ著シク人口ノ增  
減アリタル場合ニ於テ都長官ノ許可ヲ  
得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第二百四十九條 必要アルトキハ町村ハ  
區劃ヲ定メ投票分會ヲ設クルコトヲ  
得  
前項ノ規定ニ依リ投票分會ヲ設クル場  
合ニ於テ必要アルトキハ町村長ハ確定  
名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ノ抄本  
ヲ調製スベシ  
第二百六十條 町村長ハ選舉ノ期日前七  
日迄ニ選舉會場（投票分會場ヲ含ム  
以下之ニ同ジ）、投票ノ日時及選舉ス  
ベシ議員數ヲ告示スベシ投票分會ヲ設ク  
ル場合ニ於テハ併セテ其ノ區劃ヲ告示  
スベシ  
投票分會ノ投票ハ選舉會ト同日時ニ之  
ヲ行フ  
天災事變等ノ爲投票ヲ行フコト能ハザ  
ルトキ又ハ更ニ投票ヲ行フノ必要アル  
トキハ町村長ハ當該選舉會又ハ投票分  
會ニ付投票ヲ行フベキ日時ヲ定メ投票  
ノ期日前五日迄ニ其ノ日時及選舉會  
ヲ告示スベシ

投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ  
定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス  
自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ書スルコト能ハ  
ザル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ズ  
投票用紙ハ町村長ノ定ムル所ニ依リ  
定ノ式ヲ用フベシ

投票分會ニ於テ爲シタル投票ハ投票分會長少クトモ一人ノ投票立會人ト共ニ投票國ノ儘之ヲ選舉長ニ送致スペシ  
第二百六十三條 投票ノ拒否ハ選舉立會人又ハ投票立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長又ハ投票分會長之ヲ決スベシ  
投票分會ニ於テ投票拒否ノ決定ヲ受ケタル選舉人不服アルトキハ投票分會長ハ假ニ投票ヲ爲サシムベシ  
前項ノ投票ハ選舉人ヲシテ之ヲ封筒ニ入レ封緘シ表面ニ自ラ其ノ氏名ヲ記載シ投函セシムベシ  
投票分會長又ハ投票立會人ニ於テ異議アル選舉人ニ對シテモ亦前二項ニ同ジ  
第二百六十四條 叻村長ハ豫々開票ノ日時ヲ告示スベシ  
第二百六十五條 選舉長ハ投票ノ日又ハ其ノ翌日（投票分會ヲ設ケタルトキハ總テノ投票國ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日）選舉立會人立會ノ上投票國ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スベシ  
前項ノ規定ニ依ル計算終リタルトキハ選舉長ハ先づ第二百六十三條第二項及第四項ノ投票ヲ調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ  
選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢スベシ  
天災事變等ノ爲開票ヲ行フコト能ハザルトキハ町村長ハ更ニ開票ノ期日ヲ定期ベシ此ノ場合ニ於テ選舉會場ノ變更

ヲ要スルトキハ豫メ更ニ其ノ場所ヲ告示スペシ  
第二百六十六條 選舉人ハ其ノ選舉會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得但シ開票開始前ハ此ノ限ニ在ラズ  
第二百六十七條 特別ノ事情アルトキハ町村へ都長官ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ開票分會ヲ設クルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ開票分會ヲ設クル場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二百六十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス  
一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ  
二 一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
三 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
四 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
五 被選舉人ノ氏名ヲ自書セザルモノ  
六 被選舉人ノ何人ヲ記載シタルカラ確認シ難キモノ  
七 町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
第二百六十九條 投票ノ效力ハ選舉立會ノ關スル顛末ヲ記載シ之ヲ期讀シ人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉二人以上ノ選舉立會人ト共ニ之ニ署名長之ヲ決スベシ

投票分會長ハ投票簿ヲ作り投票ニ關スル頃末ヲ記載シ之ヲ朗讀シ二人以上ノ投票立會人ト共ニ之ニ署名スペシ投票分會長ハ投票函ト同時ニ投票錄ヲ選舉長ニ送致スペシ選舉錄、投票錄、投票、選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ハ町村長ニ於テ議員ノ任期間之ヲ保存スペシ

第二百七十一條 町村會議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉法第九十一條、第九十二條、第九十八條、第九十九條第二項、第一百條及第一百四十二條ノ規定ヲ準用ス

第二百七十二條 前數條ニ規定スルモノノ外町村會ノ組織及町村會議員ノ選舉ニ關シテハ第二十七條、第二十九條、第三十八條、第四十一條、第四十二條、第四十九條、第五六十四條乃至第一百六十七條、第五七一條乃至第七十四條、第五七十六條乃至第五七十八條及第二百二十九條ノ規定ヲ準用ス但シ第五七十四條第一項中選舉人又ハ議員候補者トアルハ選舉人トス

第五七九條第一項、第五七十二條第二項及第五七十六條第二項ノ規定ノ準用ニ依リ選舉會ヲ開クトキハ町村長ハ豫メ其ノ場所及日時ヲ告示スペシ

第二百七十三條 町村會ハ町村長ヲ以テ議長トス町村長故障アルトキハ其ノ代理人者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理人者共ニ故障アルトキハ臨時ニ議員中ヨリ假議長ヲ選舉スペシ

前項ノ規定ニ依ル假議長ノ選舉ニ付テ  
八年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡  
同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
特別ノ事情アル町村ニ於テハ第一項ノ  
規定ニ拘ラズ町村條例ヲ以テ町村會ノ  
選舉ニ依ル議長及其ノ代理人一人ヲ置  
クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第六十二  
條及第六十三條ノ規定ヲ準用ス  
第二百七十四條 法律勅令ニ依リ町村會  
ニ於テ行フ選舉ニ付テハ第四十一條、  
第二百六十二條及第二百六十八條ノ規  
定ヲ準用ス其ノ投票ノ效力ニ關シ異議  
アルトキハ町村會之ヲ決定ス  
第六十九條第二項乃至第四項ノ規定ハ  
前項ノ選舉ニ之ヲ準用ス

第二百七十三條第三項ノ町村ニ於テハ  
議長ハ會議錄ヲ添ヘ會議ノ結果ヲ町村  
ニ報告スベシ

第二百七十七條 前四條ニ規定スルモノ  
ノ外町村會ノ職務權限ニ關シテハ第五  
十九條乃至第六十一條、第六十四條乃  
至第六十八條、第七十一條乃至第七十  
六條、第七十八條、第八十三條、第一百  
八十條及第一百八十一條ノ規定ヲ準用ス  
但シ第七十一條第二項中第六十三條ト  
アルハ第二百七十三條トス

第二百七十八條 町村長ハ名譽職トス但  
シ町村條例ヲ以テ有給ト爲スコトヲ得  
第二百三十五條第二項乃至第六項ノ規  
定ニ之ヲ準用ス

第二百七十九條 助役ハ名譽職トス但シ  
町村條例ヲ以テ有給ト爲スコトヲ得  
名譽職助役ハ町村會議員ノ選舉權ヲ有  
スル者ニ限ル

第二百八十一條 特別ノ事情アル町村ニ於  
テハ都長官ノ許可ヲ得テ町村長又ハ助  
役ヲシテ收入役ノ事務ヲ兼掌セシムル  
コトヲ得

第二百八十一條 前三項ニ規定スルモノ  
ノ外町村吏員ノ組織及任免ニ關シテハ  
第八十九條、第九十一條、第九十二  
條、第二百三十四條及第二百三十七條

乃至第二百四十一條ノ規定ヲ準用ス但  
シ第二百三十九條第三項中助役トアル  
ハ有給助役トス

第二百八十二條 町村吏員ノ職務權限ニ  
關シテハ第九十三條、第九十九條、第  
一百四條、第一百六條、第一百八十六條乃至  
第一百九十九條及第二百四十三條乃至第二  
百四十七條ノ規定ヲ準用ス但シ第二百八  
十六條中十圓トアルハ五圓、第二百四  
十四條第一項中助役トアルハ助役又ハ  
區長トス

第二百八十三條 紿料及給與ニ關シテハ  
第一百七條乃至第一百九條、第一百十一條及  
第一百九十五條ノ規定ヲ準用ス但シ第二百  
七條第二項中委員トアルハ名譽職町村  
長、名譽職助役、區長、區長代理者及  
委員トス

第二百八十四條 第二百五十一條ノ規定  
ハ收入役ノ事務ヲ兼掌シタル町村長又  
ハ助役ニ之ヲ準用ス

第二百八十五條 町村ノ出納ハ翌年度五  
月三十日ヲ以テ閉鎖ス

第二百八十六條 第二百九條乃至第二百十三條ノ  
規定ヲ準用ス但シ第二百十一條第三項  
中區會トアルハ町村會トス

第二百八十八條 町村組合ニシテ町村ノ  
事務ノ一部ヲ共同處理スルモノニ關シ  
テハ第二百二十四條乃至第二百二十條ノ  
規定ヲ準用ス

第二百八十九條 第二百八十九條第一項  
ノ町村組合ヲ設ケタル場合ニ於テ  
組合内各町村ノ町村會又ハ町村吏員ノ  
職務ニ屬スル事項ナキニ至リタルトキ  
ハ其ノ町村會又ハ町村吏員ハ組合成立  
ト同時ニ消滅ス

第二百九十一條 第二百八十九條第一項  
ハ組合會ノ議決ヲ經都長官ノ許可ヲ受  
クベシ

第二百九十一條 第二百八十九條第一項  
ノ町村組合ヲ設ケルトキハ關係町村ノ  
協議ニ依リ組合規約ヲ定メ都長官ノ許  
可ヲ受クベシ

第二百九十二條 第二百八十九條第一項  
第一項ノ町村組合ノ組合規約ヲ定メ  
又ハ變更スルコトヲ得

第二百九十二條 前條ノ組合規約ニハ組  
合ノ名稱、組合ヲ組織スル町村、組合  
ノ共同事務及組合役場ノ位置ヲ定ムベ

決算ノ認定ニ關スル會議ニ於テハ町村  
長及助役共ニ議長ノ職務ヲ行フコトヲ  
得ズ

第二百八十六條 前二條ニ規定スルモノ  
ノ外町村ノ財務ニ關シテハ第二百十二條  
乃至第二百十六條、第二百十八條乃至第二  
二十八條、第二百三十二條乃至第二百三  
九條、第二百四十一條、第二百九十七條乃  
至第二百條、第二百一條第二項乃至第二  
四項、第二百二條乃至第二百七條、第二  
百五十條及第二百五十一條ノ規定ヲ  
準用ス但シ第二百四條、第二百二十八條  
及第二百三十二條第三項中都參事會トア  
トルハ町村會、第二百三十七條中內務大臣  
トアルハ都長官トス

第二百八十七條 町村ノ一部ノ事務ニ關  
シテハ第二百九條乃至第二百十三條ノ  
規定ヲ準用ス但シ第二百十一條第三項  
中區會トアルハ町村會トス

第二百八十八條 町村組合ニシテ町村ノ  
事務ノ一部ヲ共同處理スルモノニ關シ  
テハ第二百二十四條乃至第二百二十條ノ  
規定ヲ準用ス

第二百八十九條 第二百八十九條第一項  
ノ町村組合ヲ設ケタルトキハ關係町村ノ  
關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵  
シ都參事會ノ議決ヲ經テ第二百八十九  
條第一項ノ町村組合ノ組合規約ヲ定メ

第二百九十一條 第二百八十九條第一項  
ハ組合會ノ議決ヲ經都長官ノ許可ヲ受  
クベシ

第二百九十二條 第二百八十九條第一項  
ノ町村組合ノ組合規約ニハ組合  
ノ共同事務及組合役場ノ位置ヲ定ムベ

町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス  
公益上必要アル場合ニ於テハ都長官ハ  
ノ議決ヲ經テ前項ノ町村組合ヲ設クル  
コトヲ得

第一項ノ町村組合ハ法人トス  
シテ其ノ組合町村ノ數ヲ減少セントス  
ルトキハ組合會ノ議決ニ依リ其ノ組合  
町村ノ數ヲ增加セントスルトキハ其ノ  
町村組合ト新ニ加ハラントスル町村  
トノ協議ニ依リ都長官ノ許可ヲ受ク  
ベシ

公益上必要アル場合ニ於テハ都長官ハ  
關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵  
シ都參事會ノ議決ヲ經テ前條第一項ノ  
町村組合ノ組合町村ノ數ヲ增減スルコ  
トヲ得

公益上必要アル場合ニ於テハ都長官ハ  
關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵  
シ都參事會ノ議決ヲ經テ第二百八十九  
條第一項ノ町村組合ノ組合規約ヲ定メ

公益上必要アル場合ニ於テハ都長官ハ  
關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵  
シ都參事會ノ議決ヲ經テ第二百八十九  
條第一項ノ町村組合ノ組合規約ヲ定メ

第二百九十三條 第二百八十九條第一項  
ノ町村組合ヲ解カントスルトキハ組合  
會ノ議決ニ依リ都長官ノ許可ヲ受クベ  
シ

公益上必要アル場合ニ於テハ都長官ハ  
組合會ノ意見ヲ徵シ都參事會ノ議決ヲ  
經テ第二百八十九條第一項ノ町村組合  
ヲ解クコトヲ得

第二百九十四條 第二百九十九條第一項及  
前條第一項ノ場合ニ於テ財產ノ處分ニ  
關スル事項ハ關係町村ト組合トノ協議  
又ハ組合會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第二百九十九條第二項及前條第二項ノ場  
合ニ於テ財產ノ處分ニ關スル事項ハ關係  
アル町村會ハ組合會ノ意見ヲ徵

シ都參事會ノ議決ヲ經テ都長官之ヲ  
定ム

第二百九十五條 第二百八十九條第一  
項、第二百九十九條第一項、第二百九十一  
條第一項及第二項、第二百九十三條  
第一項及前條第二項ノ規定ニ依ル都長  
官ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村組合  
ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二百九十六條 町村組合ニ關シテハ法  
律勅令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ  
外町村ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百九十七條 町村ノ監督ニ關シテハ  
法ノ適用ス但シ第三條第一項、第二百五十二  
條、第二百二十二條乃至第二百二十七  
條及第二百五十六條ノ規定ヲ準用ス但  
シ第二百五十五條及第二百五十一條中主務大  
臣トアルハ監督官廳第二百二十六條  
第二號中基本財產及特別基本財產ノ處  
分トアルハ基本財產及特別基本財產並  
ニ林野ノ處分、第二百二十七條第一項  
及第五項中區長トアルハ町村長、助役、  
收入役及副收入役、同條第五項中給料  
トアルハ報酬又ハ給料トス

### 第五款 執則

第二百九十八條 區市町村又ハ區市町村  
組合、市町村組合若ヘ町村組合ノ廢置  
分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ區  
市町村ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ  
規定スルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル島  
嶼ニ付テハ本章ノ規定ヲ適用セズ

第二百九十九條 勅令ヲ以テ指定スル島  
嶼ニ付テハ本章ノ規定ヲ適用セズ  
前項ノ地域ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ本  
章ノ規定ニ代ハルベキ制ヲ定ムルコト  
ヲ得

### 第九章 雜則

第三百條 第二條ノ事務中從來法令又ハ  
慣例ニ依リ市制ニ依ル市ニ屬スル事務

ニシテ都ノ處理スルモノハ區ノ存スル  
區域内ノモノニ限ル

第一百六條ノ費用中從來法令ニ依リ市  
制ニ依ル市ノ負擔ニ屬スル費用ニシテ  
都ノ支辨スル義務ヲ負フモノハ前項ノ  
區域内ノモノニ限ル

第三百一條 都ノ境界變更アリタル場合  
ニ於テ都ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本  
法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ  
定ム

第三百二條 第十一條、第一百六十三條及  
第二百五十八條ノ人口ハ内務大臣ノ定  
ムル所ニ依ル

第三百三條 本法中官吏ニ關スル規定ハ  
待遇官吏ニ之ヲ適用ス

第三百四條 從前郡長ノ管轄シタル區域  
内ニ於テ區市ノ設置アリタルトキ又ハ其  
ノ區域ノ境界ニ涉リテ區市町村ノ境界  
ノ變更アリタルトキハ其ノ區域モ亦自  
ラ變更シタルモノト看做ス

從前郡長ノ管轄シタル區域ノ境界ニ涉  
リテ町村ノ設置アリタル場合ニ於テ本  
法ノ適用ニ付其ノ町村ノ屬スベキ區域  
ハ内務大臣之ヲ定ム

第三百五條 町村組合ニシテ町村ノ事務  
ノ全部ヲ共同處理スルモノハ第一章第一

款及第二款、第二章第一款竝ニ第四章  
第二款ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ一町

村、其ノ組合會ハ之ヲ町村會、其ノ名

譽職ハ之ヲ町村ノ名譽職、其ノ組合管

理者ハ之ヲ町村長、其ノ有給吏員又ハ

吏員ハ之ヲ町村ノ有給吏員又ハ吏員、

其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

但シ第三條第一項又ハ第二十條第四項  
中町村トアルモノニ付テハ此ノ限ニ在  
ラズ

町村組合ニシテ町村ノ役場事務ヲ共同  
處理スルモノハ第一章第一款及第二

款、第二章第一款竝ニ第四章第二款ノ  
規定ノ適用ニ付テハ之ヲ町村、其ノ

名譽職ハ之ヲ町村ノ名譽職、其ノ組合  
管理者ハ之ヲ町村長、其ノ有給吏員又

ハ吏員ハ之ヲ町村ノ有給吏員又ハ吏

員、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看

做ス但シ第三條第一項、第十六條第二  
項又ハ第二十條第四項中町村トアルモ

ノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三百六條 第六十四條及第九十條ノ規  
定ニ依ル都長官ノ職權ハ警視總監モ亦

之ヲ行フ

第三百七條 本法ニ於ケル直接稅ノ種類

ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第三百八條 都區市町村ト市縣又ハ市制  
町村制ニ依ル市町村トノ組織スル組合

ノ設置管理其ノ他必要ナル事項ニ關シ  
テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ組合ハ法人トス

第三百九條 第二百九十九條ノ島嶼ニ關  
スル都ノ行政ノ特別及都會議員ノ選舉  
ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定  
ムルコトヲ得

第三百十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム但シ第三百十二條第二項ノ  
規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三百十一條 東京府及其ノ區域内ノ市

區町村ハ之ヲ廢ス

第三百十二條 本法施行ノ際東京府及東  
京市ニ屬スル財產、營造物、事業及權

利義務ハ區ノ承繼スペキモノヲ除クノ

外都之ヲ承繼ス

前項ノ區ノ當事者トスル訴訟ノ手續ハ中  
斷ス此ノ場合ニ於テハ訴訟手續ヲ受繼グ

コトヲ要ス

第三百十四條 本法ノ施行ニ至ル迄東京

府ノ區域内ニ續キ住所ヲ有シタル者  
ハ同一期間引續キ都内ニ住所ヲ有シタ  
ル者ト看做ス

第三百十五條 本法施行ノ際東京府ノ市

町村住民ニシテ市制第九條第二項又ハ  
町村制第七條第二項ノ規定ニ依リ二年

ノ制限ヲ特免セラレタル者ハ本法第六  
條第二項ノ規定ニ依リ特免セラレタル

者ト看做ス

第三百十六條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セ  
ラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年  
ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル  
者ト看做ス但シ復權ヲ得タル者ハ此  
ノ限ニ在ラズ

第三百十七條 本法ニ依リ初テ都會議員  
ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人  
付テハ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ  
付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

第三百十八條 本法施行ノ際都會及都參  
事會ノ職務權限ニ屬スル事項ニシテ急  
要ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ル迄ノ  
間都長官之ヲ行フ

第三百十九條 本法施行ノ際 東京市ノ區、八王子市又ハ東京府ノ町村ニ屬スル財產、營造物、事業及權利義務ハ各

其ノ區域ヲ以テ區域トスル區市町村之本法施行ノ際八王子市又ハ東京府ノ町村ノ組織スル市町村組合又ハ町村組合又ハ町村組合トシ其ノ財產、營造物、事業及權利義務ヲ承繼ス

本法ノ規定ニ依リ組織スル市町村組合又ハ町村組合トシ其ノ財產、營造物、

事業及權利義務ヲ承繼ス

本法ノ規定ニ依リ組織スル市町村組合又ハ町村組合トシ其ノ財產、營造物、

事業及權利義務ヲ承繼ス

第三百二十條 本法施行ノ際東京市ノ區議員、區會ノ議長副議長、區會書記又ハ區長其ノ他ノ區所屬ノ吏員ハ

各其ノ區域ヲ以テ區域トスル區ノ區會議員、區會ノ議長副議長、區會書記又

ハ區長其ノ他ノ吏員トシ其ノ任期アル者ハ從前ノ規定ニ依ル任期満了ノ日迄、

本法施行ノ際八王子市又ハ東京府ノ町

村ノ市町村會議員、市會ノ議長副議

長、町村會ノ議長副議長、市町村會書記、市名譽職參事會員又ハ市町村

長、助役、收入役、副收入役、區長、

區長代理者、委員共ノ他ノ吏員ハ各其

ノ區域ヲ以テ區域トスル市町村ノ市町

村會議員、市會ノ議長副議長、町村會

書記長、助役、收入役、副收入役、區長、

區長代理者、市町村會書記、市

參事會員又ハ市町村長、助役、收入

役、副收入役、區長、區長代理者、委員共ノ他ノ吏員トシ其ノ任期アル者ハ

從前ノ規定ニ依ル任期満了ノ日迄在職ス

本法ニ依リ初テ調製セラル都會議員選舉人名簿ニ依リ行ハルベキ區市町村會議員ノ總選舉ノ日ノ前二日目迄ニ區市町村會議員ノ任期満了スルモノトナ

ス

本法ニ依リ初テ調製セラル都會議員選舉人名簿ニ依リ行ハルベキ區市町村會議員ノ總選舉ノ日ノ前二日目迄ニ區市町村會議員ノ任期満了スルモノトナ

ス

前二項ノ規定ハ市町村ノ一部、市町村

組合及町村組合ニ之ヲ準用ス  
第三百二十一條 本法施行ノ際必要ナル

規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○國務大臣(男爵山本達雄君)

茲ニ東京都

帝都タル東京ハ、實ニ我國ニ於ケル政

要ナル事項ニ付キマシテ説明ヲ申上ゲマス

ガ故ニ、其行政ノ成績ノ譽ルト否トハ、延

イテ國勢ノ消長ニ關スル所歎カラザルモノ

ガアルノデアリマス、ソレ故ニ帝都ノ行政

ニ付テ、有效適切ナル制度ヲ樹立スベシト

ノ所望ハ、多年各方面ニ於テ唱ヘラレタル所

デアリマスルガ、何分ニモ其關係スル所

ガ、極メテ廣汎多岐ニ至リ、影響スル所ガ

甚ダ重大デアリマスルガ爲ニ、遂ニ今日マ

デ其實現ヲ見ルニ至ラナカッタノデアリマ

ス、然ル所東京市ハ、昨秋隣接五郡八十二

箇町村ヲ合併致シ、東京市ノ區域竝ニ實質

ガ、非常ニ増大致シマシタ爲ニ、現在ノヤ

ウニ府市併存スル所ノ理由方極メテ乏シク

ナタノデアリマス、諸般ノ事情ハ特別ノ制

度ヲ制定スル必要益、切ナルモノ生ジタノ

デアリマス、仍テ政府ニ於キマシテハ、此

情勢ニ鑑ミ、慎重考究ノ上、帝都ノ行政ノ

一新ヲ期シ、茲ニ本案ヲ提出スルニ至リマ

シタ次第デアリマス、以下本案ノ内容ニ瓦

タリ、主要ナル事項ヲ説明申上ゲタイト思ヒ

マス

第一ノ點ハ、東京都ノ區域ノ事デアリマ

ス、東京都ノ區域ヲ如何ニスルカノ問題

ハ、多年都制實施上ノ重要ナル問題ノ一つ

トナツ居タノデアリマスガ、昨秋ニ於ケ

ル東京市域ノ擴張ニ依リマシテ、現在東京

市ノ區域ハ、既ニ甚ダ廣汎ナルモノトナ

リ、残ル所ハ、唯三多摩邑ニ島嶼ノ區域ヲ

シテ之ニ付キマシテハ、沿革其他ノ理由ニ

如何ニ取扱フカト云フ問題デアリマス、而

シテ之ニ付キマシテハ、沿革其他ノ理由ニ

如リマシテ、之ヲ都ノ區域ニ編入スルコト

ヲ適當ナリト認メマシタノデアリマス

第二ノ點ハ、都ノ内部構成ヲ如何ニスル

カノ問題デアリマス、新タル東京都ハ、

司ヲテ居リマスガ、是ハ現在ノ市ニ於テス

ラ事務遂行上其事情ニ副ハザルモノト認メ

ラレテ居ルノデアリマス、隨テ都ニハ此收

入役ヲ置カズ、別ニ出納吏ノ制ヲ採用スル

コト、致シタノデアリマス

第三ノ點ハ、都ノ財政ノ事デアリマス、東

京都ノ經濟ニ付キマシテハ都ノ統一制ヲ保

持シ、且ツ一面ニ於テハ事務上ノ支障ヲ排

除スルノ趣旨ヲ以テ、三部制又ハ二部制ノ

ノ同一ノ制度ヲ以テ律スルコトハ、今日ノ

都ノ中権部ヲ成ス所ノ現在ノ東京市部

ト、其外郭地域タル所謂都部トデハ、自ラ

團體ヲ置カネバナラヌノデアリマス、而

シテ現在ノ東京市ノ區域ニアル處ハ、現在

ノ區ヲ以テ都ノ區トシ、郡部ニアフテハ、市町

實情ニ即シ不適當ナルコト、考ヘルノデア

リマス、故ニ都區市町村ニ分チマシテ、而

シテ現在ノ東京市ノ區域ニアル處ハ、現在

ノ區ヲ以テ都ノ區トシ、郡部ニアフテハ、市町

村ナル公共團體ヲ置キ、之ニハ大體ニ於テ、

現在ノ市制町村制同様ノ制度ヲ布カント

スルモノデアリマス、以上ノ外ニ、伊豆七島

及小笠原島モ亦東京都ニ屬スルコト、ナル

ノデアリマスガ、此處ニモ大體ニ於テ現行

制度ノ實質ヲ維持スルコト、致シタノデア

リマス

第三ノ點ハ、都ノ議決機關ノ構成ノコト

デアリマス、東京都ニハ其議決機關トシ

テ、都會及都參事會ヲ置イタノデアリマス

ガ、都會ハ必要ニ應ジ、會期ヲ定メテ隨

時之ヲ開クコト、シタルコト、竝ニ都會議

デアリマス、東京都ニハ其議決機關トシ

テ、都會及都參事會ヲ置イタノデアリマス

ガ、都會ハ必要ニ應ジ、會期ヲ定メテ隨

時之ヲ開クコト、シタルコト、竝ニ都會議

デアリマス、東京都ニハ其議決機關トシ

テ、都會及都參事會ヲ置イタノデアリマス

ト致シタノデアリマス、尙ホ現在ノ市ニハ收

入役ト云フモノガアリマシテ、會計事務ヲ

司ヲテ居リマスガ、是ハ現在ノ市ニ於テス

ラ事務遂行上其事情ニ副ハザルモノト認メ

ラレテ居ルノデアリマス、隨テ都ニハ此收

入役ヲ置カズ、別ニ出納吏ノ制ヲ採用スル

コト、致シタノデアリマス

第四ノ點ハ、都ノ執行機關ノ構成ノコト

デアリマス、本案ニ於キマシテハ、都ノ首

員ノ定數ヲ百名トシタルコト、及都參事會

員ノ定數ヲ十五人トシタルコトノ外ハ、大

體ニ於テ都縣會及都參事會ニ準ジ、其構成

ヲ定メマシタ

第五ノ點ハ、都ノ財政ノ事デアリマス、東

京都ノ經濟ニ付キマシテ、從來ノ負擔關係

等ガ、都制ノ實施ニ依テ濫リニ變更ヲ

ニ其稅率ノ決定其ノ方面ニ付キマシテ

ス、併シ其單一經濟組織ヲ採用スル結果ト

シテ、郡部ニ不當ナル負擔ノ增加ヲ負ハシ

ムルコト、ナツテハナリマセヌノデ、都稅竝

ニ其稅率ノ決定其ノ方面ニ付キマシテ

ハ、十分ノ考慮ヲ盡シマシテ、從來ノ負擔關係

等ガ、都制ノ實施ニ依テ濫リニ變更ヲ

ニ其稅率ノ決定其ノ方面ニ付キマシテ

ス、現在東京市ノ區ハ、各區

ノ事務ノ外ニハ、僅ニ財產及營造物ノ事務

ノミヲ處理シ、區長ハ市長ノ任免スル市吏

員デアリ、獨立ノ課稅權又起債權ヲ認メラ

レテ居ラヌノデアリマスガ、前ニモ申述

ノ點デアリマス、現在東京市ノ區ハ、各區

ノ事務ノ外ニハ、僅ニ財產及營造物ノ事務

ノミヲ處理シ、區長ハ市長ノ任免スル市吏

員デアリ、獨立ノ課稅權又起債權ヲ認メラ

レテ居ラヌノデアリマスガ、前ニモ申述

ベマシタヤウニ、都ノ如キ厖大ナル自治體

ニアリマシテハ、或ル範圍ノ事務ハ、都内

ノ自治團體ヲシテ之ヲ處理セシムル必要ガ

アル、隨テ所謂市部ニ於キマシテモ、區ヲ

シテ自治的ニ若干ノ事務ハ之ヲ處理セシム

ス、東京都ノ區域ヲ如何ニスルカノ問題

ス

ハ、多年都制實施上ノ重要ナル問題ノ一つ

トナツ居タノデアリマスガ、昨秋ニ於ケ

ル東京市域ノ擴張ニ依リマシテ、現在東京

市ノ區域ハ、既ニ甚ダ廣汎ナルモノトナ

リ、殘ル所ハ、唯三多摩邑ニ島嶼ノ區域ヲ

シテ之ニ付キマシテハ、沿革其他ノ理由ニ

如何ニ取扱フカト云フ問題デアリマス、而

シテ之ニ付キマシテハ、沿革其他ノ理由ニ

如リマシテ、之ヲ都ノ區域ニ編入スルコト

ス

組織スルコト、致シタノデアリマス、右ノ

二人ハ官吏、他ノ二人ハ公吏ヲ以テ、之ヲ

組織スルコト、致シタノデアリマス、右ノ



十二 無限責任ノ組合ニ在リテハ組合  
費ノ分擔ニ關スル規定  
十三 保証責任ノ組合ニ在リテハ出資  
一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法並ニ保  
證金額ニ關スル規定  
第十六條 前條第一項ノ認可ノ申請ヲ爲  
スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ  
三年間トス  
第十七條 負債整理組合ハ其ノ設立ノ日  
ヨリ二週間以内ニ其ノ主タル事務所ノ  
所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ  
登記スペキ事項左ノ如シ  
一 第十五條第二項第一號乃至第五號  
及第十一號ニ掲ガタル事項  
二 設立認可ノ年月日  
三 理事及監事ノ氏名及住所  
四 保證責任ノ組合ニ在リテハ出資一  
口ノ金額及其ノ拂込ノ方法  
前項ニ掲タル事項ニ變更アリタルトキ  
ハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スベシ  
第十八條 本法ニ依リ登記スペキ事項ハ  
登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三著ニ對  
抗スルコトヲ得ズ  
第十九條 負債整理組合ガ本法ニ基キテ  
爲ス登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ  
第二十條 負債整理組合ノ設立登記ノ申  
請書ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ產  
業組合法第十六條ノ五第一項第三號ニ  
掲タル事項ヲ、保證責任ノ組合ニ在リ  
テハ同條同項第一號、第二號及第四號  
ニ掲タル事項ヲ記載シタル組合原簿ヲ  
添附スベシ  
組合員ノ加入ニ因ル變更登記ノ申請書  
ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ加入者  
ノ氏名及住所ヲ、保證責任ノ組合ニ在  
リテハ加入者ノ氏名、住所及保證金額  
ヲ記載シタル組合原簿ヲ添附スベシ  
第十七條第三項及第十八條並ニ産業組  
合法第十六條ノ四第一項及第十六條ノ  
五第二項ノ規定ハ組合原簿ニ之ヲ準用

ス但シ同法第十六條ノ四第一項中地方  
長官トアルハ事務所所在地ノ登記所ト  
ス  
第二十一條 負債整理組合ハ規約ノ定ム  
ル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負  
債償還ノ一部ニ充ツル爲積立金ヲ醸出  
セシムルコトヲ得  
前項ノ積立金ノ管理、處分其ノ他必要  
ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二十二條 負債整理組合ノ組合員ハ命  
令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外總  
組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非  
ザレバ脱退スルコトヲ得ズ  
脱退シタル組合員ハ脱退前ニ生ジタル  
組合ノ債務ニ付第十四條第二項ノ規定  
ニ依ル責任ヲ負擔ス  
第二十三條 負債整理組合ニ加入シタル  
組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ  
債務ニ付テモ亦第十四條第二項ノ規定  
ニ依ル責任ヲ負擔ス  
第二十四條 負債整理組合ニ加入シタル  
組合員ハ前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付  
テモ亦第十四條第二項ノ規定ニ依ル責任  
ヲ負担ス  
第六條、第七條、第二十三條、第二十  
五條乃至第三十一條ノ二、第三十二條  
乃至第三十八條、第三十九條、第四十  
九條、第六十條第一項（清算ニ關スル  
規定ヲ除ク）、第六十條ノ二、第六十一  
條（清算ニ關スル規定ヲ除ク）、第六十  
二條、第六十五條第六十八條、第六十  
九條、第七十四條ノ二第一項及第九十  
三條ノ二、民法第四十七條、第四十八  
條、第六十條、第七十三條乃至第八十  
二條及第八十四條第一號並ニ非訟事件  
手續法第三十五條第二項、第三十六條、  
第三十七條ノ二、第一百七十七條、第一百  
九條乃至第一百二十二條、第一百三十六條  
乃至第一百三十八條、第一百四十二條、第  
一百四十三條、第一百四十七條乃至第一百  
十七條、第一百七十五條乃至第一百七十七  
條及第二百六條乃至第二百八條ノ規定  
ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組

組合法第九十三條ノ二中三百圓トアル  
ハ二百圓トシ民法第四十八條及第七十  
七條第一項、第十八條乃至第二十一條、第  
四十條乃至第四十二條、第四十五條、  
第四十八條、第五十三條、第五十六條  
及第五十七條ノ規定ハ保證責任ノ負債  
整理組合ニ之ヲ準用ス  
第二十五條 負債整理組合ノ理事又ハ監  
事何等ノ名義ヲ以テスルヲハズ組合  
ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ爲シ又ハ  
投機取引ノ爲ニ組合財産ヲ處分シタル  
トキハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千  
圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ハ之  
ヲ適用セズ  
第三章 負債整理事業資金特別融  
通及損失補償  
第二十六條 市町村ハ負債整理事業ヲ助  
成スル爲必要アリト認ムルトキハ負債  
整理組合又ハ第八條ノ規定ニ依リ負債  
整理事業ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣ノ  
定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ  
得  
第二十七條 市町村ガ前條ノ規定ニ依リ  
特別融通ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法  
施行ノ日ヨリ五年間トシ其ノ融通ノ期  
限ハ本法施行ノ日ヨリ二十年ヲ超ユル  
コトヲ得ズ  
第二十八條 北海道府縣ハ第二十六條ノ  
規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ市町  
村ガ損失ヲ受ケタルトキニ對シ其ノ  
特別融通額ノ十分ノ三以内ノ金額  
(損失償金)ヲ補償スルノ契約ヲ爲ス  
前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣  
大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム  
第二十九條 政府ハ前條ノ損失補償ノ契  
約ニ基キ北海道府縣ガ損失補償ヲ爲シ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
登録稅法第十九條但書中「第十四號」ヲ  
「第十四號乃至第十六號」ニ改メ同條第  
八號中「自作農ノ創設維持」ノ下ニ「又ハ  
負債整理ヲ加ヘ又ハ産業組合聯合會」  
ヲ「産業組合聯合會、負債整理組合又ハ  
農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ  
負債整理事業ヲ行フ法人」ニ改メ同條ニ  
左ノ二號ヲ加フ  
十五 市町村、負債整理組合又ハ農村負  
債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債

整理事業ヲ行フ法人ガ負債整理事業資  
金貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記  
**十六 市町村、負債整理組合又ハ農村負  
債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債  
整理事業ヲ行フ法人ヨリ負債整理事業  
資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付ノ  
條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於  
ケル市町村、負債整理組合又ハ農村負  
債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債  
整理事業ヲ行フ法人ノ所有權ノ取得ノ  
登記**  
〔國務大臣後藤文夫君登壇〕  
**○國務大臣(後藤文夫君)** 農村負債整理組  
合法案提出ノ理由ヲ申述ベマス、農山漁村  
ノ經濟更生ヲ圖ル爲ニ農山漁家ノ負債整理  
ノ途ヲ講ズルノ必要ガアリマス、而シテ農  
山漁村ニ於ケル此負債整理ニ付キマシテ  
ハ、農山漁村住民ガ、其隣保共助ノ精神ヲ  
基調トスル團結ノ力ニ依リマシテ、組織的  
ニ、計畫的ニ、之ヲ行フコトハ適切ナル方  
法デアルト信ズルノデアリマス、仍テ政府  
ニ於キマシテハ、負債整理組合ニ關スル制  
度ヲ立テマシテ、尙ホニ伴フ負債整理資  
金ノ融通ニ關スル方策ヲ講ズルコト、致  
シ、茲ニ農村負債整理組合法案ヲ提出致シ  
タノデアリマス  
本法案ノ要旨ヲ簡單ニ申シマスレバ、第一  
ニ農山漁村ノ住民ヲシテ、隣保共助ノ精神ニ  
則リ、無限責任又ハ保證責任組織ノ負債整理  
組合ヲ組織セシメテ、之ヲ負債整理事業遂  
行ノ機關ト致シマス、第二ニ市町村負債整  
理委員會ヲ設置セシメテ、之ヲ以テ負債整  
理組合ノ斡旋ニ依ル負債ノ條件緩和ニ關ス  
ル協定ノ成ラザル場合ニ於テ、協定斡旋ノ  
機關ト致シマシタ、第三ニ負債整理組合及

六 市町村、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヨリ負債整理事業資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル市町村、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有權ノ取得ノ

市町村負債整理委員會ノ斡旋ニ依テ、負債ノ條件緩和ニ關スル協定ガ成立致シマセ又場合ニ於テハ、金錢債務臨時調停法ニ依ル調停トノ連繫ヲ取ルコト、致シマシタ、第4ニ負債整理組合ノ負債整理事業ノ遂行ヲ容易ナラシムル爲ニハ、市町ニ於テ負債整理組合等ニ對シ負債整理組合資金ノ特別ノ融通ヲ爲シ得ルコト、致シマシタ、而シテ市町村ガ其融通ノ結果損失ヲ受ケマシタ時ハ、其損失ニ付テ、道府縣ハ市町村ニ對シ特別融通總額ノ三割以内ノ金額ヲ補償ス

ルコト、致シマシタ、又政府ハ道府縣ニ對シテ三千萬圓ヲ超エザル限度ニ於テ、其只今申シタ損失トナフタ場合ノ損失金ノ半額ヲ、補給スルコト、致シマシタ、尙ホ道府縣ノ損失補償金ノ中ノ、政府カラ補償ヲ受ケザル金額ニ付キマシテハ、道府縣ト市町村トノ間ノ分擔ノコトヲ定メタノデアリマス、以上ハ本法案ノ要旨デゴザイマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)。

府原案ノ通リニ修正サレテ、サウシテ遂ニ兩院協議會ト相成リ、兩院協議會ノ結果ハ、不成立ニ終タ運命ヲ持テ居ル案ナノデアリマス、又其前ニハ、議員提案トシテ屢々此議會ニ現レタ所ノ歴史ヲ持テ居ル案ガ、只今又政府カラ現ハレタ次第デアルノデアリマス、從來我國ニ於テ、斯ウ云フ國民大眾ニ相當ニ便宜ヲ與ヘ、利益ヲ與ヘル施設ノ法案ガ、決シテ無カッタノデハナイノデアリマス、從來サウ云フ方面ノ案ハ、幾回トナク出テ居ルノデアリマスガ、是方實施ニ當テハ、實際ニ其效果ヲ國民ガ直接受ケテ居ルカドウカト云フコトニ付テ見マスルノニ、動モスレバ是ガ仲介ニ關デアル所ノモノハ、利益トナフテ居ッテ、此大衆ノ國民ニ、其利益ガ徹底シテ居ナイト云フコトヲ遺憾ニ思フノデアリマス、又此法案ヲ、今日會期押詰ツテ當局ガ御出しナリマシタノハ、私ハ甚ダ其誠意ヲ疑フノデアリス、何故ナラバ、總理大臣ノ施政方針演説ノ中ニ織り込マレタノデアリマス、然ルニモ拘ラズ、政府部内デ今日ニ至ル迄纏ラズニ、遂ニ斯様ナ会期切迫シタ時御出シニナクコトハ、眞ニ慎重審議ヲシヨウト思ヘバ、勿論時日ガ定ラナイノデアリマス、聞ク所ニ依レバ、大藏省トノ折衝ニ於テ圓滑ニ行カズニ、相當日子ヲ費シ、次ニ又内務省ニ向テノ交渉ニ於テ、是亦相當日子ヲ費シテ、農林大臣ト内務大臣トノ間デハ解決ヲセズ、新聞紙ノ傳フル所ニ依レバ、遂ニ是ハ政治解決トク此解決ヲシテ、而モ斯ウ云フ法案ガ出タト云フコトハ、私ハ農林大臣ノ御力ノ程ヲ

疑ハザルヲ得ナイノデアリマス  
又此内閣ヲ非常時内閣ト言フタリ、或ハ強  
力内閣ト世間デハ稱ヘテ居リマスガ、非常  
時ニハ相違アリマセヌ、併シ強力内閣デア  
ルカドウカト云フコトハ、寧ロ私ハ其反対  
ノ弱力内閣デハナイカト考ヘルノデアリマ  
ス〔ヒヤ〕此非常時内閣ニ於テ此法案  
ヲ出スノニ、眞ニ誠意方政府ニアッテ、サウ  
シテ是ガ成立ヲ希望スルノデアリマシタ  
ナラバ、今少シ早ク出サレタラ宜シイノデ  
アリマス、是ガ即チ強力内閣デナイ證據ガ  
立派ニ現ハレテ居ルノデアリマス、又此法  
案ヲ出スニ付テ、政府部内ニ、一體斯ウ云  
フ國民ノ、個人ノ負債ヲ政府ガ法律ヲ設ケ  
テ助ケテヤルコトハ要ラヌデハナイカト云  
フヤウナ議論ガアッタヤニ聞クノデアリ  
マス、勿論普通ナラバ私モ同感デアリマス、  
平時ナラバ、左様ナコトヲシテ國民個人ノ  
負債ノ整理ヲ、國家ガシテヤルト云フコト  
ニ對シテハ、相當ニ考慮ヲ要スル問題デア  
リマスルガ、今日ハサウデハナイノデアリ  
マス、即チ國民ガ一時ニ此負債ガ殖エタ、  
負債ガ大變ニ増大シタト云フコトハ、言フ  
迄モナク或ル政黨ノ誤マタル金解禁政策  
ノ爲ニ、非常ナル低物價ヲ來シ〔其通り〕  
「ノーノ」其低物價ヲ來シタ結果トシテ、  
農產物ノ收入ガ非常ニ激減致シタノデア  
リマス、農產物ノ販賣代金ノ激減ヲ來シ  
タニモ拘ラズ、一方公租公課ノ負擔ト云  
スレバ、勢ヒ農產物ノ收入ヲ以テシテハ足  
ラナイ、其足ラナイ所ヲ、負債ニ依テ、是方  
公租公課ノ負擔シテ來タ其結果ガ、茲ニ多  
大ノ負債ヲ生ジテ來タノデアリマス〔其通り〕

リ)國家ノ政策ガ誤ツタ爲ニ、國民ニ左様ナ迷惑ヲ掛ケテ居ル場合ハ、國家ノ政策ヲ以テ是ガ救濟ヲシテヤルト云フコトハ、是ハ爲政家ノ義務デアルト承知シナケレバナラナイノデアリマス(拍手)

今回御提案ニナッテ居リマス所ノ案ヲ見マスルノニ、前議會ニ於テ、此衆議院ニ於テ修正シタル點ヲ殆ド御取入ニナッテ居ラヌノデアリマス、資金ノ供給ノ點ニ於テモ、又補償ノ點ニ於テモ、其何レヲ見テモ、本院ニ於ケル修正ノ要點ヲ御取入ニナッテ居ラヌノハ如何ナル理由デアルノデアリマセウカ、私ハ斯様デハナイカト考ヘテ居ル、恐ラク新聞紙上ニ於テモ、割増附債券トカ、或ハ鐵札ノ發賣ニ依テ資金ヲ得、而シテ其金ヲ以テ補償ヲストル云フコトニ付テハ、恐ラク今日デハ反對スル人ハナクナッテ居ルノデアリマス、然ルニ此案ヲ御出シニナレバ、又貴族院デ引掛リハスマイカト云フ御考ノ下ニ、斯ウ云フヤウナ案ヲ作ッテ御出シニナッタノデハナイノデアルカ、私ハ思フニ、前議會ニ於テノ兩院協議會、或ハ貴族院ノ修正等ニ思ヲ致シテ見マスルノニ、割増附債券ノ發行、或ハ鐵札ヲ賣ルト云フコトハ、サウ云フ勸業債券トカ何トカ云フヤウナ方面ノ債券ヲ賣ッテ居ル銀行ノ主宰者、若ハ産業組合中央金庫ノ主宰者デアル人々ガ、貴族院議員ニ席ヲ有サレ、而シテ本案ヲ審議スル委員ニ當ラレタ場合、ドウシテモ斯ウ云フ案ト、自己ノ營業トガ對立スル關係上、私ハ之ニ修正ヲ加ヘラレタノデアラウト考ヘルノデアリマス(拍手)數千万人ノ農民ノ爲ニ私考ヘマスノハ、ヤハリ僅カナ

ナル方ガ宜イノデハナイカト考ヘルノデアリマス

第一ニ私御尋スル點ハ、此法律案ノ中ニアル組織ノ點ヲ一つ御尋ネシテ見タイト思フノデアリマス、此前ニ、委員會ニ於テ非

常ニ議論サレ、質疑應答ヲ重ねマシタ所ノ問題ハ、政府案ハ無限責任デアッタノデアリマス、然ルニ今回ノ御提案ハ、無限責任若クハ保證責任ト云フヤウナ、曖昧ナニ通ノコトニナッテ、其何レニ依テモ宜イト云フコトニナッテ居ルノデアリマスガ、實質ニ於

テハ斯ウ云フ風ニナルノデハナイカト私ハ

思フノデアリマス、此組合ハ、勅令ニ依テ認可ヲ與ヘル人ガ決マルコトニナッテ居リ

マシテ、恐ラク地方長官ガ此認可權ヲ持

ノデアラウト考ヘマスルガ、サウ云フ場合ニ、無限責任ト保證責任ハ、恐ラク組合員

ハ保證責任ニ依テ許可ヲ受クベク申請ス

ルコトデアラウト信ジマス、サウ云フ場合ニ、無限責任ト保證責任ト云フモノガ一方

若シ當局ガドウモ此組合員ノ額觸デハ信用

致シ兼ネルカラ、ヤハリ全員ヲ無限責任組

織ニセヨ、即チ組織ヲ無限責任ニセヨト云

フノデ、遂ニハ保證責任ト云フモノガ一方

ニアッテモ、實施ニ當ラテハ全部無限責任ニ

ナッテ來ルヤウナ處ガアルノデアリマス、隨

テ政府ハ此保證責任ダケニ依ルト云フ御考

ハ御有チニナラヌカ、即チ無限責任ト云フ

モノハ全然之ヲ止メテ、之ヲ一般ニ從來ノ

法律通リニ保證責任トカ、有限責任トカ、無

限責任トカ、云フ一定シタモノニ爲スト云フ

ヤウナコトニ付テハ、ドウ云フ御考ヲ有ッテ居

ルカト云フコトヲ御尋不致スノデアリマス

第二點ハ資金ノ供給ノ點デアリマス、資金

ノ供給ノ點ガ、前議會ニ於テ吾々ノ主張致

シマシタノハ、割増附負債整理債券ノ發行

第五點ハ政府ハ内務省ノ反対ヲ受ケ、遂ニ政治的解決ヲシテ  
藏省ノ反対ヲ受ケ、遂ニ政治的解決ヲシテ  
漸ク御出シニナツタ案ガ、實際ノ效果ハナイ  
案ヲ御出しニナツテ居ルノデアリマス、何故  
前議會ニ於テ修正サレタ我ガ黨案ヲ本案ニ  
御入レニナルコトガ不可能デアッタノデア  
リマスカ、此點ノ御明答ヲ戴キタイノデア  
リマス、又内務大臣ニ御尋致シタインデアリ  
マス、若シ此法律ノ如ク、果シテ二億圓ト  
云フ金ヲ府縣債ニ依ツタリ、或ハ三千万圓ヲ  
府縣及市町村ガ補償ヲ致シマスル場合ニ、  
是ガ財源ハ一體地方ノ何レニアルト御考ニ  
ナツタノデアリマセウカ、又財源ノミナラ  
ズ、資金ノ調達ハドウ云フ形式デオヤリニ  
ナルノデアリマスカ、又府縣ガ府縣會ヲ開  
イテ、丁度中小ノ商工業者ニ對スルヤウ  
ニ、補償ヲスル府縣ガアリ、補償ヲセザル  
府縣ガアッタ場合ニ、又此農村負債整理組合  
ニ對シテモ、私ハ其通リニナルト思フノデ  
アリマスガ、ソンナ多額ナ補償ヲシテマデ  
フコトハ、御免ヲ蒙ムルト云フ県ガ出テ來  
マセウ、或ハ左様ナ縣會議員ガ多イ處ニ對  
シテハ、如何様ナ手段方法ニ依ツテ、此法律  
ノ徹底ヲ期サレル御考デアリマセウカ、又  
全部ヲ國庫ガ補償シテヤルベキモノデアル  
府縣及市町村ハ左様ナ三千万圓モノ補償ヲ  
致ス程ノ餘裕アル財政デアルト、御考ヘニ  
ナツテ居ラレルノデアリマセウカ、私ハ勿論  
ガ黨案ニ依ル鐵札附ノ割増債券ヲ發行シ、  
或ハ鐵札ヲ賣ツテ得タル所ノ金ヲ以テ、補償  
償ガ不可能ナラバ、即チ前議會ニ出シタ我  
スルコトガ一番差支ガナク、一番安全ニア  
ル、サウシテ是ガ完全ニ遂行出來ルニモ拘

ラズ、其方法ニ依ラヌ本案ニ、内務大臣ハ  
御賛成ニナフタ理由ヲ承リタイノデアリマ  
ス

タノデアリマス、ドウカソレド、能ク分  
リマスヤウニ御答アランコトヲ希望スル次  
第デアリマス(拍手)

又大藏大臣ニ御尋致シタイノデアリマス  
ルガ、居ラレマセヌカラ、政務次官殿モ緒  
構デアリマス、此府縣債若クハ市町村債  
ハ、多分預金部ガ引受ケルト云フ御答辯ガ  
アラウト考ヘマスルガ、預金部ニ果シテ左  
様ナル餘裕ガアルノデアリマスカ、昨年ノ  
八月二十九日ニ預金部ノ運用委員會ガ開カ  
レマシテ、時局匡救ニ要スル預金部ノ融通  
資金ハ、一億八千九百万圓ト云フコトデ、  
其財源ハ公債引受豫定殘額ガ一億四千万  
圓、不動產金融豫定額残高ガ三千九百万  
圓、郵便貯金ノ增加額見込ガ一千四百万  
圓、合計一億九千四百万圓ト云フコトデア  
リマシテ、ソレカラ融資ノ額ノ一億八千九百  
万圓ヲ差引クト、五百万圓シカ残テ居ラヌ  
勘定ニナフテ居ルノデアリマスガ、其後郵便  
貯金ノ利下ガ祟シテ、遂ニ郵便貯金モ二億圓  
ヲ減額シタル今日、此二億圓ノ負債整理組  
合ニ貸付ケル所ノ融資ハ、何處カラ御作リ  
ニナルコトニナフテ、御贊成ニナタデアリ  
マセウカ、此點ヲ承テ置キタイノデアリ  
マス

大體私ノ質問ハ以上ノ點デアリマスガ、  
若シ我黨ノ案ニ依リマスルト、此國家ノ補  
償ト云フモノハ、年額僅ニ七百五十萬圓デ  
濟ムノデアリマス、國家ノ補償ガ一年七百  
五十萬圓、強テ申シマスルナラバ、陸軍大臣  
臣ノ滿洲事件費ノ交際費ノ半額ニモ達シナ  
イ金ヲ以テ、數千万人ノ農民ヲ救濟スルコ  
トガ出來ルノデアリマスカラ、農林大臣ハ  
其意味ニ於テモ、政府部内ニ於テ大多數ノ  
農民ヲ救濟スルコトニ邁進シテ貰ヒタカフ

タノデアリマス、ドウカゾレボ、能ク分  
リマスヤウニ御答アランコトヲ希望スル次  
第デアリマス(拍手)  
アリマス、政府ニ於テモ豫テ前議會ニ提案  
ヲ致シマシタ際カラ、資金ノ供給ニ付テ  
ハ、相當ニ心配ヲシタイト云フ考デ居タ

○國務大臣後藤文夫君 森田君ノ御尋ニ  
御答致シマス、第一ニ負債整理組合ノ組織  
ハ、無限責任及保證責任トナツテ居ルガ、政  
府ハ實行ニ當テ保證責任ハ殆ド認メナイ、  
強テ皆無限責任ノモノトシヨウトスルノデ  
ハナイカ、サウナレバ中々實現ガ困難ニナ  
リハシナイカト云フ御尋デアリマス、政府  
ハ此負債整理組合ハ、隣保共助ノ精神デ成  
ベク皆ガ共同シ、御互ノ負債ヲ共同ノ責任  
デ無クシテヤラウト云フ精神ノ一致ノ下  
ニ、實行サレルコトヲ希望シテ居リマス、  
隨テ無限責任ノ組合ガ成ベク出來ルコトヲ  
希望スルノデアリマス、併ナガラ或ハ負債  
ノ額ノ少イ者ガ、多イ者ト一緒ニナルコト  
モアリマセウ、又資產ノ相當アル者ガ、自  
ラ振テ此組合ノ中ニ入ッテ、助ケテヤラウ  
ト云フ場合モアリマセウ、斯ウ云フ場合、  
保證責任ニシテ置クコトガ、サウ云フ人ヲ  
バ一般ノ共同ノ仕事ニ參加セシムルニ容易  
アルト致シマシテ、保證責任ヲモ加ヘルコ  
トニ致シマシタ、隨テ實地ニ當リマンシテハ  
デハナイカト云フヤウナ意見ガ、前議會ノ  
際ニモ出マシテ、ソレハ政府ニ於テモ尤デ  
任ノモノモ出來ルト云フヤウニ相成ルト思  
ヒマス、政府ノ希望ハ、無論無限責任ノ出  
來ルコトガ、結構デアルト思テ居リマス  
ソレカラ第二ニ資金ノ供給ノコトデアリ

アリマス、政府ニ於テモ豫テ前議會ニ提案ヲ致シマシタ際カラ、資金ノ供給ニ付テハ、相當ニ心配ヲシタイト云フ考デ居タノデアリマス、其後尙ホ考究ヲ致シマシタ結果、今回提案致シマシタヤウナ方法ヲ、設ケルコト、相成ツタノデアリマス、損失補償ガ政府ダケデナクシテ、市町村ニモ及ブ爲ニ、非常ニ困難ヲ感じハシナイカ、其結果トシテ小サイ農山漁村ノ住民ノ爲ニハ、實行サレナイヤウナコトニナリハセヌカト、斯ウ云フヤウナ御懸念ノ御質問デアリマス、吾々ノ希望致シマス所ハ、此小農、中小産ノ人達ガ、此負債整理組合ノ實行ニハ最モ適シテ居リ、又斯ウ云フ人達ノ負債ガ、之ニ依テ漸次緩和スルコトヲ希望致シテ居ルノデアリマス、又斯ウ云フ施設デアリマスルカラ、市町村モ相當ナ國家及道府縣ノ損失補償ガアリマスルナラバ、資金ノ融通ヲ爲シ得ル場合モ、決シテ少クハナイデハナイカト思フノデアリマス、尤モ是ガ實行ニ當ツテハ、負債整理組合ヲヤル人達、又町村ノ當局者等デ、熱心ナ立派ナ人達ガ居ル處ホド、ヤリ宜イデアラウト思ヒマス、尙ホ此市町村ガ融通シマス整地資金ハ、預金部ノ資金ヲ成ベク貸與ヘルコトニ致シタイト、斯ウ云フ考デアリマス、併ナガラ預金部ノ狀況ハ色々事情ガアリマシテ、森田君ノ御心配ノヤウニ申々出ナイデアラウト云フ懸念ヲ、御有チニナルカモ知レマセヌケレドモ、預金部ノ事情ノ許ス限リニ於テ、此資金ヲ出シテ便宜ヲ圖リタイト、斯ウ云フ考ヲ有ツテ居リマス、殊ニ此資金ハ利子モ安ク、長期ノモノデナケレバナリマセヌ、外ニ資金ヲ仰グコトハ申々困難デアラウト

ニ、此統制ヲドウシテ圖ルカト云フ御話デ  
アリマシタガ、是ハ普通ノ行政監督及資金  
ノ回収等ノ際ノ、監督ノ作用デ參レルト思  
ト云フ事柄ハ、直チニ必要ヲ感ジナイ問題  
デアルト思ヒマス、唯此組合ノ負債整理ノ  
仕事ト合セテ、一面ニハ經濟更生ノ各  
種ノ施設ガ伴ヒ、努力奮闘ノ結果ガ現ハ  
レルコトヲ希望致シマスル、農村ノ更生  
施設トシテ色々ナ指導、獎勵ヲ行フテ行  
ク考デアリマス、サウ云フコトカラ自然ニ  
負債整理組合ノ將來出來マシタ上ノ運用、  
運行モ刺戟セラレ、獎勵サレルト云フコト  
ニ相成リマス。

結構デアリマセウケレドモ、斯ウ云フ仕事  
ハ矢張共同ノ精神デ参リマスルシ、其共同  
ノ精神デ参ル所ニ、適切ナル團體ガソレ  
ゾレ幾ラカ責任ヲ分ツト云フコトニナッテ  
居リマシテ、初メテ行ハレルノデアリマ  
ス、ソレガ爲ニ多少ノ負擔ガ生ズルコトハ、  
己ムヲ得ナイコトデアラウト思ヒマス、預  
金部ノ資金ノゴトニ付テハ、先程申上ゲマ  
シタヤウナ次第デアリマスルカラ、ソレデ  
御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)  
○森田福市君 簡單デアリマスカラ此席力  
ラ……

○議長(秋田清君) 堀切大藏政務次官  
(政府委員堀切善兵衛君登壇)

○政府委員(堀切善兵衛君) 只今森田君ノ  
御質問ノ如ク、二億圓ノ融資ヲ、預金部ニ  
對シテ今直チニ之ヲ融通シロト云フコトデ  
ゴザイマスレバ、是ハ非常ニ困難デアリマ  
ス、併ナガラ此二億圓全部、預金部ノ負擔  
ト云フ建前デモナインデアリマス、幸ニ最  
近ニ至リマシテ、預金部ノ預金モ徐々ニ又  
回復シテ參ルヤウナ状況デアリマスノデ、  
今後預金部ニ於テ出來得ル限り、此需メニ  
ゾレ考デアリマス、而シテドウシテモ是  
ハ出來ヌト云フ場合ニハ、預金部バカリデ  
ナク、他ノ方法ニ依テ此資金ヲ求ムル途

ヲ考究致サナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、只今ノ所デ二億圓全部、預金部デ之ヲ出セト仰セラレテモ、ソレハ甚ダ困難デアラ、又今度他ノ機會デ詳シク御尋スルコトニ致シマシテ、是デ私ハ質問ヲ打切りマスニ致シマシテ、○議畢(秋田清君)林平馬君

○林平馬君登壇)〔林平馬君登壇〕

○林平馬君 私ハ只今上程ニナッテ居リマスル、負債整理組合法案ニ對シテ質問ヲ試ミタイト思フノデアリマス、其質問ニ入リマスル前ニ一言申上ゲテ置カナケレバナリマセヌガ、今日ノ農村ノ疲弊困憊ハ、實ニ名狀すべカラザルモノガアルト申上ゲテモ宜シイト思フノデアリマス、隨テ全國農村民ハ、負債整理法案ノ一日モ早ク議會ニ現ハレンコトヲ、待チニ待テ居タ次第デアリマス、然ルニモ拘ラズ、今ヤ議會々期將ニ終ラントスル時ニ至ラテ、漸ク此重要法案ガ現レタト云フコトニ對シテハ、少ナカラザル遺憾ヲ感ズルモノデアリマス、此點ヨリシマシテ、果シテ總理大臣竝ニ農林大臣ガ、我國ノ行詰ツタ農村ニ對スル十分ナル認識アリヤ否ヤヲ、疑ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)若シ認識アリトスルナラバ、其熱意ト誠意トヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、サリナガラ今ヤ既ニ過ギタルコトヲ徒ニ追窮ヲ試ミントスルモノデアリマセヌ、質問ヲ申上ゲル前ニ、私ハ本法案ガ我黨ノ主張ト、ドウ云フ關係ガアルカト云フ

タノデアリマス、其一つハ、組合ニ加入スル所ノ者ガ、政府案ニ於テハ農山漁業ヲ營ム者ニ限ラレマシタケレドモ、是デハ其範圍ガ狹イカラ、住民デアルナラバ、他ノ職業ヲ爲ス者モ加ヘナケレバナラヌト主張シタノデアリマス、又第二ニハ、隣保共助ノ精神ニ則ルモノデアルトハ云フモノノ、無限責任者ノミヲ以テ組合員タラシメルコトハ、餘リニ苛酷デアルガ故ニ、保證責任ヲモ加ヘナケレバナラヌト主張シテ居タノデアリマス、更ニ第三ノ主張點ハ、金庫ハ必シモ今俄ニ必要トスルモノデハナイケレドモ、低利資金ハ早速用意シナケレバナラヌト、是モ強ク主張シテ居タノデアリマス、然ルニ本法案ヲ見マスルト、此我黨ノ三箇ノ主張ガ全部取入レラレテアルト云フコトハ、前回ノ政府案ニ對シテ一大進歩ト認メテ宜シトイ思フノデアリマス(拍手)

次ニ是ヨリ質問ニハ入りタイト思ヒマス、成ベク簡単ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマスガ、吾々ノ調査ニ依リマスト、農村ノ負債ノ總額ハ、金額五十五億ニ達シテ居ルト承知シテ居リマス、即チ其中デ小産者ノ負債ダケヲ取上げテモ、尙且ツ七八億ニ達シテ居ルト想像出來ルノデアリマス、此厖大ナル農村ノ負債ニ對シテ、僅ニ二億ノ少額ヲ以テ整理セラレントスルノハ、果シテ整理ノ目的ヲ達シ得ラル、ヤ否ヤ、此點ヲ伺ヒタイノデアリマス、殊ニ又其二億圓ノスマス、殊ニ近來最モ苦シニ居ルノハ、勸業銀行ヤ農工銀行カラ借リタ所ノ、所謂不動産ヲ擔保ニ提供シテ借入レタル此債務者ガ、

最モ苦ンデ居ルト申上ゲテモ宜イノデアリ  
マスガ、若シサウ云フ方面ニ對シテモ、即  
チ農工若クハ勸業銀行ニ擔保ヲ入レテ借入  
レタル負債モ、此負債整理組合ニ提出シテ、  
整理セシメルカ否ヤト云フ點ハ、實ニ重大  
デアリマスカラ、特ニ御尋申シタイノデア

更ニ第三點ハ、此法案ニ依リマスレバ、農漁山村ニ限ラレテアルノデアリマスガ、農漁山村以外ノ、即チ都市ノ中小商工業者ノ負債ニ對シテハ、如何ニ爲サル御考デアルカト云フコトデアリマスガ、此點ハ商工大臣竝ニ大藏大臣ニ對シテ、御尋申上ゲル次

尙ホ此法案ノ第一條ヲ讀ンデ見マスルト、  
經濟更生計畫ト云フコトガ、不可分ノ關係ニ  
披ハレテ居ルヤウニ思フノデアリマスルガ、  
政府ハ如何ナル内容ヲ考ヘテ居ルノデアル  
カ、法文ノ中ニハ示サレテアリマスニガ、  
此不可分ノ關係ニ置カレル所ノ、更生計畫ノ  
内容ヲ御示シヲ願ヒタイノデアリマス、且  
又此經濟更生計畫ガ樹立セナイ組合ニハ、  
資金ヲ融通爲サラナイ御考デアルカト云フ  
コトモ、御尋申上ゲル次第アリマス  
次ハ此法案ニ依クテ、縱ンバ今日現存シテ  
居ル負債全部ガ整理ガ付イタト致シマシテ  
モ、當然茲ニ考ヘナケレバナラナイコトハ、  
將來ノ負債ト云フコトニ付テ、アラウト思  
フノデアリマス(拍手)即チ將來出來ル負債  
ヲドウスルカト云フコトヲ、政府當局者ガ  
考ヘテ置クコトハ、當然ノコトデアラウト  
思フノデアリマス、將來ノ負債ニ對シマシ  
テハ、吾々ノ考ヲ以テスルナラバ、農村ノ  
負擔ヲ輕減スルト云フコトガ、第一ノ條項  
デアラウト思フノデアリマス、若シ農村ノ

負擔ヲ輕減スルコトガ、第一ノ必要條項デ  
アルナラバ、最モ近キ將來ニ於テ、政府ハ  
稅制ノ整理ヲ爲ス場合ニ、十分ニ御考慮爲  
サツテ、農村ノ負擔輕減ヲ斷行セラレル御意  
思アリヤ否ヤヲ、大藏大臣竝ニ農林大臣ニ  
御尋スル次第アリマス

次ニ將來ノ負債ニ付テ、最モ關係ノ重大  
ナルモノハ、農村ノ保險ノ制度デアリマス  
是ガ如何ニ必要デアルカト云フコトハ中上  
ゲル迄モナイ、先日本會議ニ於キマシテ、  
衆議院ハ滿場一致ヲ以テ可決セラレタコト  
ニ依テモ明白デアリマス、然ルニ農林大臣  
ガ貴族院ノ質問ニ御答ニナリマシタ所ニ依

否認セントスル狀態ニ在ル時ニ、此問題ヲ  
解決セントスル爲ニハ、共同戰線ヲ張ル必  
要ガアルト考ヘテ居ル者デアリマス、隨テ  
御互ノ惡口雜言ヲ言ウタリ、或ハ罪ノナス  
リ合ヲスルコトハ、斷ジテ慎マナケレバナ  
ラナイ、即チ吾々ハ政黨ノ信用回復ヲ爲ス  
ト云フコトガ、最モ重大ナル一ツノ役目デ  
アル、然ラバ即チ謠讟ヲ弄シ、天下ヲ欺ク  
ヤウナ言葉ヲ用ヒテ、他黨ヲ罵詈スルガ如  
キハ、十分慎マナケレバナラヌト思フノデ  
アリマス

年頃ニナリマシテ、五六年ノ間ニ一躍三十  
億圓ノ巨額ニ達セントシタノデアリマス、  
サウシテ其後ハ唯年々ノ金利ガ加ハツタダ  
ケデ、今日ノ厖大ナル負債ニナツノデアフ  
テ、決シテ金解禁以來ノモノデナイト考ヘ  
テ居ルノデアリマス、然ルニ政府當局ハ吾々  
ノ考ヲ肯定サレルヤ否ヤ、果シテ最近ニ  
出來タモノデアルカ否ヤト云フコトヲ御臺  
スルノデアリマス、諸君、當時ハ米ガ實ニ  
一石四十圓、或ハ又蘭ガ十二三圓モシタノ  
デアリマス、斯様ニ非常ニ農村ノ物價ガ高  
カタニモ拘ラズ、斯ノ如キ厖大ナル借金ガ  
農村ニ出來タト云フコトハ、是レ諸君何ヲ

〔脱線々々〕 謀殺ヲ弄ストハ何セ」ト呼ヒ其他發言スル者アリ

ダ取消  
カ・タニモ拘ラス、斯ノ如キ魔大ナル借金カ  
農村ニ出来タト云フコトハ、是レ諸君何ヲ  
教ヘ、何ヲ物語レモノダアレカ、即チ汝女支

○林平馬君(續) 然ルニ森田君ノ御話ニ依リマスルト、今日ノ厖大ナル負債ハ、是ハ

會ノ放漫政策ノ結果デハナイカ、（拍手）尙  
ホ此動カスベカラザル事實ニ徵シテ、此際

金解禁ノ爲ニ物價ガ下落シテ、農村ノ收入  
カ不足ニナッタ、ソレノ埋合セニ借金ヲシタ

政府當局ニ對シテ、特ニ申上ゲナケレバナ  
ラヌコトハ、今ヤ「インフレーション」政策

リマス、サリナガラ是ハ實ニ天下ヲ欺クモ

シテ居リマスガ、再ビ復タ大正七八年、十年  
前後ノヤウナ繖ヲ覆マントスルヤウナコト

スル者アリ）何トナレバ今日五十五億ノ負  
債ガ……

ニナリハセヌカト深ク憂慮スル次第デアリ  
マスガ、此點ニ付テハ十分ナル御警戒ヲ有

（講長）秋田清君 植村質問ノ範圍外ニ瓦  
フ又ヤウニ願ヒマス

タレテ、再び於漫政策ノ轍ヲ繰返サレナイ  
コトヲ、切ニ御願スル次第アリマス（拍

何時力——私ハ其點ヲ御尋スルノデアリマス、此點ヲ御尋スル、諸君、吾々ノ考ヲ以

○議長（秋田清君） 後藤農林大臣  
〔國務大臣後藤文夫君登壇〕

〔發言スル者アリ〕

融資ノ計畫デハ、ドレダケノ整理ガ出來ル

○林平馬君(續) 今日ノ負債ハ、此金解禁

シヨウト云フ譯デハアリマセヌ、負債ハソレ。

正マツタモノニアリマス、然ルニ大正十一ニ  
墳マテハ、農村ノ負債が實ニ十三四億圓ニ

ニハ調停マテモ持テ參リマシテ、債權者債務者ノ間ニ出來得ル限リノ條件ノ緩和ヲ致

ジノデアリマス、ソレト同時ニ整理組合ハ、實地ニ  
償還ノ計畫ヲ成ベク確實ナ方法ヲ、實地ニ  
極ク即シタ方法ヲ立テルノデアリマス、併  
ナガラ其際ニ矢張相當ナ頭金ハ、負債ノ整  
理ノ相談ヲスル時ニ要ルノデアリマス、ソ  
レニ此二億圓ヲ充てヨウトスルノデアリマ  
スルカラ、相當ナ金額ノ必要ガ、此二億圓  
ノ金が出マスレバ出來ルコトニ相成ルト  
思フノデアリマス、ソレカラ小サイモ  
ノハ一向ヤレナイデ、大キイモノバカリ  
ニナルノデハナイカト云フ、先程御尋モ  
アリマシタガ、今度ハ大キイモノハ仕様  
ガナイノデヤナイカト云フヤウナ御尋ガ  
アリマシテ、餘り大キナ負債ハ此方法デ  
ハ中々整理ハ困難デアルト思ヒマス、併  
ナガラ今日ノ農村ノ人達ノ多數ハ、左程巨  
額デハナイガ、相當ナ負債ヲ皆ソレドヽ持ツ  
テ居ルノデアリマス、此一般的ノ負債ガ、  
成ベク此方法ニ依テ漸次ニ整理サレテ行  
クコトヲ希望スルノデアリマス

ハ、負債ヲ整理シテモ仕様ガナイデハナイ  
カ、是ハ御尤デアリマス、將來ノ負債方  
成ベク出來ナイヤウニスル爲ニハ、只今御  
話ノ負擔ノ公正ヲ圖ルト云フコトモ、一ツ  
ノ大キナ問題デアリマセウ、同時ニ又更生  
計畫ガ立ツテ居テ、成ベク將來負債ノ出來  
ヌヤウニシテ行クト云フコトガ伴ハナケレ  
バ、負債ノ償還其モノモ難カシノデアリ  
マス、ソレカラアトノコトハ、別ニ御答ヲ申  
ヌニモ及バヌカト思ヒマスカラ、是デ……  
○林平馬君 此處ヨリ御許シヲ願ヒマス  
○議長 秋田清君 簡單ナラバ宜シウゴザ  
イマス

○林平馬君 私ノ質問ハ大藏大臣ニ要求シ  
テ居ルデアリマスカラ、政府委員カラデハ  
困リマス、是非共大藏大臣ニ御願致シマス  
○議長(秋田清君) 一言致シマス、大藏大  
臣ハ只今多少御不快ノ趣ヲ以テ、院内ヲ去  
ラレタノデアリマス、政務次官ノ堀切君ガ  
居ラレマスカラ、其堀切君ノ答辯デハ御滿  
足ニナリマセヌカ

○林平馬君 是ハ重大ナル點デアリマスカラ、保留致シテ置キマシテ、次ノ機會ニ大  
藏大臣ニ伺ヒマス

○議長(秋田清君) 後藤亮一君

〔後藤亮一君登壇〕

○後藤亮一君 只今議題トナツテ居リマス  
ル農村負債整理組合法案ニ付テ、一二三ノ點  
ヲ極メテ簡單ニ質問ヲ致シマス、只今森田、  
林兩君ヨリ色々詳細ナル御質疑ガアリマシ  
タノデ、成ベク重複ヲ避ケルコトニ致シマ  
ス

スルノカ、又國策トシテ政府ガ是非共之ヲ  
爲サナケレバナラヌモノデアルト、確信ヲ致  
シテ出シテ居ラル、モノデアルカ、斯ウ云  
フ點ヲ御伺致スノデアリマス(拍手)少シク  
其理山ヲ申上ゲマス

抑、本案ハ、第六十二議會以來我國ノ大  
問題トナツテ居リマス、六十三<sup>年</sup>會ニ於キマ  
シテ、是ガ具體案トナツテ衆議院ニ上程サ  
レマシテ、衆議院ニ於キマシテハ、悉クガ  
本案ガ農村ノ負債ヲ本當ニ整理シ得ル有效  
適切ナモノトシテ、本院ヲ通過セシメタイト  
云フコトヲ切ニ希望致シテ居タノデアリ  
マス、所ガ吾々衆議院ノ多數ノ意図ガ容レ  
ラレズシテ、兩院協議會マデ參リマシテ、  
本院ガ通過致サナカッタ云フコトハ、當時  
吾々ノ頗る遺憾ト致シテ居タ所デアリマ  
ス、本期議會ノ勞頭ニ於キマシテ、總理大  
臣ハ施政方針演説ノ中ニ「農山漁村ノ巨額  
ナル負債ガ、其生活ノ重壓タルノ現況ニ鑑  
ミマスレバ、是ガ適當ナル整理ヲ爲サシム  
ル事コソ、其經濟更生ヲ圖ル爲メ喫緊ナル  
要務デアリマス」ト御演説ニナツテ居リマス、  
之ニ續イテ高橋大藏大臣ハ「經濟界ノ眞ノ  
立直リハ國民ノ過半數ヲ占ムル農民ノ購買  
力ガ増大シテ、ソレヨリ出立スルモノデナ  
ケレバナリマセヌ」ト申シテ居ラレマス、  
済ニ其通リデアリマス、是等ノ點ヨリ考察  
致シマスレバ、本案ハ現政府ノ一ツノ使命  
トモ謂フベキ重大ナル案件デナケレバナラ  
スノデアリマス、然ルニ吾々ガ頗る諒解ニ  
苦シマスルコトハ、本案ガ農林省ト内務省  
或ハ大藏省トノ間ニ於キマシテ、屢々意見  
ヲ齋齋ラ來シ、ソレガ爲メ會期ノ三分ノ二  
ヲ過ギマシタル今日、而モ農林大臣ハ、吾  
吾ノ傳へ聞ク所ニ依レバ、三億圓ダケノ融

資ヲシタ伊ト云フ御考デアリマシタノニ、ソレガ二億圓ト云フコトニ滅ジテ居ル、我國ノ農村ノ負債ガ六十億ト假定致シマスルナラバ、其僅ニ三十分ノ一ニ過ギナイダケノ融資額デアリマス、殊ニ其損失補償ニ對シマシテハ約三千万圓、即チ其總額カラ行ケバ僅ニ二百分ノ一ニ過ギナイ所ノ、此損失補償ノ額デアリマスガ、果シテ是ダケノモノデアリマシテ、此重大ナル我ガ農村救濟ノ目的ヲ達セラレマスルカ、此點ハ頗ル疑ハシイゾデアリマスルガ、鬼ニ角此國民ノ要望致シテ居リマシタ所ノ農村負債整理組合法案ガ、斯ノ如ク内閣ニ於テ屢々意見ヲ異ニ致シテ、今日マデ延引致シタト云フコトハ、果シテ政府ガドウシテモ之ヲシナケレバナラスト云フ政策ノ一つシテ、國策ノ一つトシテ掲ゲテ居ラレタモノナラバ、モット早ク解決シテ提案サレ得ル運ビニ至ル筈デアル(拍手)然ルニ命期三分ノ二ヲ過ぎタ今日、ヒヨロ／＼出テ來タノデアリマスルガ、果シテ政府ハドレダケノ確信ヲ有テ居ラレルカト云フコトニ對シテ、總理大臣ノ明快ナル御答辯ヲ御願致スノデアリマス(拍手)

第二ハ農林大臣ニ對シテ御尋ヲ致シマス、第一ノ質疑ハ、政府ハ本案ヲ以テ最善ノ案ト御考ニナッテ居リマスルカ、又本案ノ實施ニ依リマシテ、總理大臣ノ言ハル、所ノ、農村生活ノ重壓ヲ救濟シ得ルモノト確信シテ御在デニナリマスルカ否ヤト云フ御尋デアリマス(拍手)少シク其理由ヲ説明致シマス、昨年ノ晚秋蠶ガ少シク値ガ高カタレタトカ、或ハ米ノ値段ガ少シ高カタト云ヤウナコト、又農村救濟ノ土木事業ガ行ハ

久シク手ニスルコトノ出來ナカッタ所ノ現  
金ヲ、農村ニ於テ得ルコトガ出來タ、サウ  
云フヤウナコトデ、偶ニハ晚酌ノ一合モ買  
フコトガ出來タヤウニナッテ、農村ニハ偉イ  
景氣デモ出タカノ如ク言ハレテモ居ルノデ  
アリマスガ、實際ニ於キマシテハ、農村更  
生ノ大局カラ見レバ、是等ハ淘ニ九牛ノ一  
毛ニモ過ギザル所ノ實情デアリマス、而シ  
テ現在ノ負債ハ、屢々此議場デモ話サレマ  
スルガ如ク、六十億乃至七十億トモ稱セラ  
レテ居ルノデアリマスガ、是等ノ負債ハ、  
主ニ七分或ハ一割以上ノ高率ナル所ノ利子  
ヲ支拂ッテ、農民ハ其重壓ニ苦シニ居リマ  
ス、而シテ假ニ六十億ト致シマシテモ、農  
村ハ一戸當リ千圓以上ノ負債ヲ背負ッテ居  
ルト云フコトニナリマス、此農村ガ一戸當  
リ千圓以上ニナルヤウナ負債ヲ背負ッテ、而  
モ高キ利子ニ依シテ苦シニ居ル、其農村ノ農  
產物ハ如何ト云ヘバ、農產物ハ僅ニ三朱或  
ハ五朱位ノ農產物ノ利益シカナイ實情デア  
ル、殊ニ最近農村ノ一戸當リノ收入ハ、僅  
ニ六七百圓ノモノデアリマス、而シテ是等  
千圓以上ノ負債ニ、高キ利子デ苦シニ居リ  
マスル農村、ソレガ僅ニ六七百圓ノ收入シ  
カナク、一町未滿ノ畠ヲ耕作スルコトヲ  
以テ其業トシテ居ル者ガ、壓倒的大多數ヲ占  
出來ナケレバ、農村ノ重壓ヲ除去スルコトモ  
アリマシテハ、假令營々トシテ働キマシテ  
モ、到底農村ノ負債ハ、中々輕減スルコトモ  
メテ居ルノデアリマスガ、斯ノ如キ實情デ  
出來ナイト吾々ハ信ジテ居ルノデアリマス  
(拍手)然ルニ果シテ今回御提案ニナリマシ  
所ノ、農村負債整法案ガ施行セラレマシタ  
ナラバ、是等ノ負債ノ重壓ヲ除去シ、或ハ  
只今農村ノ生活ニ苦シニ居ル所ノ、ソレ等

ノ重壓ガ除キ得ラレマスカ、又總理大臣ヤ  
大藏大臣ハ言テ居ラレル——我國ノ經濟  
界ノ好況ヲ引出スト云フコトハ、少クトモ  
ニモ過ギザル所ノ實情デアリマスガ、是等ノ施設  
ニ依シテ、果シテ農村ノ購買力ガ増進シテ、  
我ガ經濟界ニ景氣ノ曙光ヲ認メシムルヤウ  
ナコトニナルノデアリマスルカ、此點ニ對  
スル農林大臣ノ御所見ヲ御伺致スノデアリ  
マス(拍手)  
第三間ハ、損失補償ノ四分ノ一ハ、市町  
村ノ負擔トスルノ原案デアリマスルガ、果  
シテ市町村デ之ヲ引受ケル所ノ御見込ガア  
リマスカ如何ト云フコトデアリマス、只今  
ノ農村ハ農產物ノ値ノ不自然ナル激落ト、  
負擔ノ過重ト、サウシテ只今申ス所ノ莫大  
ナル負債ノ爲ニ、非常ニ苦シニ居ルノデア  
リマシテ、如何ナル市町村モ、農民自身ガ  
疲弊シテ居ルト同時ニ、市町村自體モ疲弊  
致シテ居ルノデアリマス(拍手)然ルニ今回  
ノ負債整理法案ニ依リマスルト、其四分ノ  
一ハ市町村ニ負擔セシムル云フ案デアリ  
マスルガ、果シテ現在ノ如キ疲弊セル農村  
ノ實情ヨリ見マシテ、損失補償ノ四分ノ一  
ガ、町村デ果シテ負擔シ得ラレルヤ如何ト  
云フコトハ、重大ナル問題デアリマシテ、  
ノ農村間題トノ關係ニ對シテ、政府ハ如  
何ナル御所見ヲ有テ居ラレルカト云フコ  
トヲ、御尋致シタノデアリマス、以上ヲ  
ノデアリマス  
○議長(秋田清君) 一寸一言致シマス、齋

○國務大臣(後藤文夫君) 第一ノ總理大臣  
藤總理大臣ハ只今參内ノ爲メ退席セラレタ  
ニ對スル御尋ハ、私カラ御答申上げテ宜シ  
吾ハ信ジテ居リマス(拍手)此點ニ對スル農  
林大臣ノ御所見ヲ御同致シマス  
次ニ、是ハ内務大臣ニ御伺致スノデアリ  
マス、内務大臣ハ夙ニ町村ノ此損失補償ニ  
言テ居ラレルノデアリマスルカ、是等ノ施設  
ニ依シテ、果シテ農村ノ購買力ガ増進シテ、  
我ガ經濟界ニ景氣ノ曙光ヲ認メシムルヤウ  
ナコトニナルノデアリマスルカ、此點ニ對  
スル農林大臣ノ御所見ヲ御伺致スノデアリ  
マス(拍手)  
第三間ハ、損失補償ノ四分ノ一ハ、市町  
村ノ負擔トスルノ原案デアリマスルガ、果  
シテ市町村デ之ヲ引受ケル所ノ御見込ガア  
リマスカ如何ト云フコトデアリマス、只今  
ノ農村ハ農產物ノ値ノ不自然ナル激落ト、  
負擔ノ過重ト、サウシテ只今申ス所ノ莫大  
ナル負債ノ爲ニ、非常ニ苦シニ居ルノデア  
リマシテ、如何ナル市町村モ、農民自身ガ  
疲弊シテ居ルト同時ニ、市町村自體モ疲弊  
致シテ居ルノデアリマス(拍手)然ルニ今回  
ノ負債整理法案ニ依リマスルト、其四分ノ  
一ハ市町村ニ負擔セシムル云フ案デアリ  
マスルガ、果シテ現在ノ如キ疲弊セル農村  
ノ實情ヨリ見マシテ、損失補償ノ四分ノ一  
ガ、町村デ果シテ負擔シ得ラレルヤ如何ト  
云フコトハ、重大ナル問題デアリマシテ、  
ノ農村間題トノ關係ニ對シテ、政府ハ如  
何ナル御所見ヲ有テ居ラレルカト云フコ  
トヲ、御尋致シタノデアリマス、以上ヲ  
ノデアリマス  
○議長(秋田清君) 一寸一言致シマス、齋

考ヘテ居ルカドウカ、斯ウ云フ御尋デアリ  
マス、今日ノ場合、負債整理組合ト云フ方  
法デ負債ヲ整理スルノニハ、此案ガ最モ適  
當ナ案デアルト考ヘテ居リマス、唯斯ノ如  
キ事柄ニ依シテ、所謂莫大ナル負債ノ重壓ヲ  
救濟シ得ルト思フカドウカト云フ御尋デア  
リマスガ、負債ノ額ハ巨額ニ上テ居リマ  
ス、其巨額ノ負債ノ全部ガ、直チニ整理シ  
ナケレバナラヌ負債デナイモノモアリマス  
ルガ、併シ負債ノ額ハ大キイノデアリマ  
ス、此案ハ、此大キナ重イ負債ノ重壓ヲ救  
濟スルニ資スルモノデアルト思テ居リマ  
ス  
ソレカラ第三ニ、負債ト思想問題ト云フ  
コトデ、大變ムヅカシイ御尋デアリマシタ  
ガ、成ベク農村ノ人達ヲシテ、負債ノ重壓  
カラ免レルヤウナ途ヲ開キ、又將來負債ノ  
出来ナイヤウニスルト云フ事柄ハ、思想ノ  
益、健全ナルコトヲ期スル上ニ結構ナ事デ  
アル、必要ナ事デアルト思ヒマス、併ナガ  
ラ一般ニ負債ガ將來ニ出來ル問題等ハ、唯  
一つノ方法ノミテハ中々始末ノ付クモノデ  
ハアリマセヌ、一般ノ經濟狀況ノ好轉ヲ圖  
ルヨリ外ニハナイト思フノデアリマス、我  
ガ農村ニ於キマシテハ、今日色々ナ問題ハ  
アリマスルレドモ、我ガ國民ノ中デ最モ  
思想ノ堅實ナル者デアリマシテ、今日ノ苦  
境ニ拘ラズ、農村ハ其堅實ナル國民トシテ  
ノ歩調ヲ、永ク續ケテ行クモノデアルト云  
フコトヲ私ハ期待モシ、又信ジテモ居リマ  
ス(拍手)  
○議長(秋田清君) 内務大臣ハ御答辯ハア  
リマセヌカ



ンヤリト、之ニ依テ何トカ出來ルグラウ、大部分ノ整理ガ付クノダト云フヤウナコトデハ、私ガ折角此法案ヲ通シマシテモ、甚ダ味氣ナイ、賴リナイ次第デアリマスカラ、ドウカ大體是程ノ負債ノ、何程マデハ整理ガ出來ルデアラウ、サウ云フ點ヲ御伺シタインデアリマス

第三ハ、曩ニモ申シマシタヤウニ、農村負債ノ原因ハ、今日ノ經濟組織ト云フモノト、農業ト云フモノトノ矛盾衝突デアルト云フコトヲ申シマシタガ、私ハ負債整理ヲ致シマスル同時ニ、其根本原因ニ向テ對策ヲ樹テナケレバ、林サンデアリマシタカ、後藤サンデアリマシタカ、言ハレマシタヤウニ、又ドン／＼ト負債ガ増シテ來テ、單ナル此負債整理法案ダケデハ、恰モ末流ヲ清メテ其原泉ヲ清メナイ、丁度百年河清ヲ俟ツヤウナ類ニナルノデハナイカ、斯ウ云フ意味合カラ致シマシテ、私ハ根本原因ニ對スル對策ヲ樹テナケレバナラムト思フガ、其點ニ對シテ當局ハドウ考ヘテ居ルノデアルカ、私ノ見マスル點ニ於テハ、尙ホ其點ニ遺憾ノ點ガアルヤウニ考ヘテ居ルノデアル、例ヘバ農村負債ノ原因ヲ調ベマシタ一新潟縣ノ調査ニ依リマスルト云フト、最モ多クノ原因ハ農產物ノ値下リデアリマス、是ハ調査戸數ノ七三%六ニナッテ居リマス、次ハ稅金ノ過重デアリマス、是ハ四四%八デアリマス、第三ハ土地購入費、土地購入費ト申シマシテモ、大部分ハ是ハ自作農創定ニ依リマスル所ノ借金デアリマス、是ハ四三%八、其次ハ肥料代デアリマシテ二九%七、其他ニ借金ノ利子ノ累加、小作料ノ高率、斯ウ云フモノハ負債ノ原因ノ主ナルモノトシテ舉ゲラレテ居ルノデア

リマス、以上ノモノハ、之ヲ調查戸數ニ當上ガ夕點ニ付テ、各對策ヲ講ジマスルコトガ、是ハ負債整理ノ、即チ借金ノ根本ヲ清メテ行ク所ノ必要ナ對策ダト考ヘルノデアリマス、農產物値下リニ對シマシテ、米穀ノ統制、或ハ蠶絲法ナドノ法案モ見エマシタケレドモ、尙ホ我ガ日本ノ農村ノ農產物ガ、都會ノ市場ニ適應スルコトガ出來ナクテ、常ニ其値下リノ爲ニ困テ居ルコトハ、私ガ説明スルマデモナイ次第デアリマス、稅金ノ點モ、前ノ方々ガ申シマシタカラ、是ハ省イテ置キマス、此點モ負擔輕減ノ問題ニ付テ、此議場デ、即チ少シデモ都市ト農村ノ均衡ダケデモ取ラレナケレバナラナイト云フコトガ、再々述べテ居リマスカラ、私ハ省イテ置キマスガ、唯第六ノ小作料ノ問題、是ガ今日ノ負債ノシタヤウニ調査ニ依テ分ッテ居ルノデアリマス、ダカラ是等ノ點ニ付テモ、速ニ政府が小作法ヲ制定シテ、サウシテ公正ナル小作料ヲ設定シテ、負債ノ原因デアル所ノ一ツノ原因ニナッテ居ルコトハ、今申シマス、ダカラ是等ノ點ニ付テモ、速ニ政府が小作法ヲ制定シテ、サウシテ公正ナル小作料ヲ設定シテ、負債ノ原因デアル所ノ一ツヲ除去スル御精神ガ御在リニナルノデアルカドウカ、此事ヲ御伺致シタインデアリマス

農村ガ宜クナルデアラウト云フヤウナ思召カラ、自作農創設ヲサレタノデアリマスガ其時ニ於ケル所ノ見込達ヒカラ、折角自作農ニナッタ者ガ、其負債ヲ返還スルコトガ出来ナイバカリデハナイ、元金モ、或ハ利子モ支拂フコトガ出來ナイト云フノガ今日ノ狀勢デアリマス

尙ホ條文ノ中デ少シ御伺致シタイン點ガアリマス、條文ノ中デ簡単ニ御伺致シタイン點ハ、四條ノ負債整理委員會ノ組織ノ問題デ、是ハ勿論委員會デ細カク御話ニナルノデアリマセウガ、此委員會ガ丁度產業組合ト同ジヤウニ、村ノ有力者ガ、之ヲ握リマス關係、ソレヲ利用スル所ノ者ガ、曩ニ後藤サンモ御聽キニナッタヤウデアリマスガ、村ノ有力者、村ノ上層階級ニ多ク利用サレテ、貧農階級ニ其利用ハ薄クナルヤウナ處ハナカ、サウ云フ點ニ對シテ、負債整理委員

トガアリマスヤウニ、然ラバ此土地購入ノ外債値下リニ對シテ補償シヨウト云フコトガアリマス、ソレヲ利用スルヤウナ耕作權、或ハ自作農ト云フヤウナ問題ニ付テ、十分考慮ヲ拂ハレテ居ルノデアルカドウカ、以上簡單デアリマスルガ、質問致シマスル次第デアリマス(拍手)

(國務大臣後藤文夫君登壇)  
○國務大臣(後藤文夫君) 第一ニ負債整理時ニ、十分ニソレ等ニ對シテ明ニ書込ンデ



必要アリト認ムルトキハ兒童ヲ用フル  
コトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
前項ノ業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム  
第九條 地方長官ハ第二條若ハ第三條ノ  
規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ前條第一項  
ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ヲ爲ス爲必  
要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏  
員ヲシテ兒童ノ住所若ハ居所又ハ兒童  
ノ從業スル場所ニ立入り必要ナル調査  
ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ  
ハ證票ヲ携帶セシムベシ

第十條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命  
令ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲ス處分ニ  
不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコト  
ヲ得

第十一條 第七條ノ規定又ハ第八條第一  
項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ  
タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下  
ノ罰金ニ處ス

兒童ヲ使用スル者ハ兒童ノ年齢ヲ知ラ  
ザルノ故ヲ以テ前項ノ處罰ヲ免ルルコ  
トヲ得ズ但シ過失ナカリシ場合ハ此ノ  
限ニ在ラズ

第十二條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ  
規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ職務執  
行ヲ拒ミ、妨ダ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋  
問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述  
ヲ爲シ又ハ兒童ヲシテ答辯ヲ爲サシメ  
ズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲サシメタル者ハ  
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
(内務大臣男爵山本達雄君登壇) 只今議題ト  
ナリマシタル開童虐待防止法案ニ付テ、提  
附 則

第二ハ不具畸形ノ兒童ヲ見セ物ニ供シ、兒童ニ乞食ヲ爲サシメ、若クハ兒童ヲ用ヒテ乞食ヲ爲シ、又ハ輕業、曲馬等ノ危險ナル業務ニ兒童ヲ使用スルコトヲ、嚴罰ヲ以テ禁止シタノデアリマス

第三ハ兒童ノ虐待ニ涉リ、又ハ之ヲ誘發スル虞アル業務ニ付テハ、地方長官ヲシテ兒童ノ使用ヲ禁止シ、又ハ其制限ヲ爲シ得ルコト、シ、周到ナル監督ヲ加ヘテ、兒童虐待ノ事實ノ發生ヲ未然ニ防止スルコト、致シタノデアリマス

本法案ハ以上ノ如ク虐待ヲ蒙リタル兒童保護ノ爲メノ處分及特殊事業ニ於ケル兒童使用ノ禁止制限ヲ重點トシ、之ニ附隨シテ其保護處分ニ要スル費用ノ徵収及負擔並ニ罰則等ニ關シ、若干ノ必要ナル規定ヲ設ケタノデアリマス、思フニ兒童ニ對スル虐待ノ防止ハ、實ニ風教道德ノ根柢ニ關スル問題デアリ、社會文化ノ核心ニ觸ル、所以デアリマシテ、苟モ等閑ニ付スルヲ許サザル所デアリマス、何卒御審議ノ上御協贊アラシコトヲ願ヒマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第十、右議案ノ審査ヲ付託スペキ委員ノ選舉ヲ議題ニ供シマス

ス

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○上田孝吉君 本案ハ丸山浪彌君外十二名提出未成年者飲酒禁止法中改正法律案外五件ノ委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ勧議ノ如ク決シマシタ一日程第十一保険業法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長丹下茂十郎君

第一十一 保険業法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一保険業法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月九日

委員長 丹下茂十郎

衆議院議長秋田清殿

〔丹下茂十郎君登壇〕

○丹下茂十郎君 只今上程ニナリマシタ保険業法中改正法律案ノ委員會ノ經過竝ニ其結果ヲ御報告申上げマス

委員會ハ三月一日ヨリ審議ニ掛リマシテ、慎重審議一昨九日ヲ以テ討議ヲ了フタノデアリマス、本改正案ノ要旨ハ、第一株式會社ト相互會社トノ間ニ於キマシテ、保險契約ノ移轉ノ途ヲ開クト云フコトデアリマス、更ニ第二ニ相互會社ノ任意解散合併ヨリ重大ナル質問ガ繰返サレタノデアリマスガ、其中簡單ニ一二御紹介ヲ申上げテ置キマス、八木君ヨリ保險契約者ニ對スル利益配當條件ノ異<sup>ツ</sup>居ル會社トノ間ニ於テ、又内容ノ良好ナル會社ト、然ラザル會社ト此二點ニ付キマシテハ、ソレ<sup>ハ</sup>委員諸氏

契約者ニ對シテ、不公平ヲ生ズルヤウナ處レハナイカト云フ一點デアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、斯様ナ場合ニ於テハ利益配當條項ノ變更ヲ致シ、又各會社ノ保險契約ニ付テ特殊ノ計算ヲ爲ス等ノ方法ヲ講ジマシテ、各會社ノ契約者ニ對シテハ、可及的公平、妥當ナル取扱ヲ爲ス方針デアル、斯様ナ答辯デアリマス、又助川委員ヨリハ、社會問題ノ大部分ハ、此保險ノ働くニ依テ解決スルコトガ出來ルト思フ、今日社會不安ガ段々甚ダシクナツテ來タノデアルガ、現在ノ社會政策的ノ施設ハ、主トシテ救濟事業、殆ド恩惠的ノモノガ多イ、ソレヨリモ保險ノ發達ニ依テ、是等ノ社會問題ヲ解決スル方法ガ最モ適當デハナカラウカ、故ニ特別ノ立法ニ依リ、或ハ保險業法ノ改正ニ依フテ、社會問題ノ解決ノ上ニ貢獻スルト云フコトニ付テノ質疑ガアッタノデアリマス、之ニ對シテ政府委員ヨリハ、保險ハ元來根本義ニ於テ、社會政策ト云フコトニ出發シテ居ルモノデアルカラ、今後モ全然サウ云フ社會問題カラ離レナイヤウニ改善シテ行キタイト思フ、斯様ナ答辯デアリマシタ、其他重要ナル質疑ガ重ネラレタノデアリマスガ、詳細ノ點ハ何卒速記錄ニ依テ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

討論ニ移リマシテ、政友會ノ森田君ヨリ原案賛成ノ御意見ガアリ、又民政黨ノ八木君ヨリ、代表セラレマシテ、大體ニ於テ原案賛成デアルガ、一つノ希望ヲ附ケラレタノデアリマス、是ハ單ニ八木君ノ希望デアリマシテ、ソレヲ一寸御紹介申上ダテ置キマスレバ、此保險業法ガ改正セラレタ結果、自然合同ト云フコトガ進ンデ來ルデアラウト思フ、サウ云フ場合ニ於テ、往々是迄

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ日程テ、其會社ニ損害ヲ來スコトガ多イカラ、ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニ

下ニ賛成セラレタノデアリマス、採擇ニ際シマシテハ、全會一致ヲ以テ本院ニ於テ可決スベキモノト決定ニ相成、タ次第デアリマス、何卒滿場一致可決アランコトヲ切望致シマス、以上御報告致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告ノ通り可決セラレントヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ

○上田孝吉君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ